○兵庫県道路交通法施行細則

（昭和35年12月19日
公安委員会規則第11号）

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、兵庫県道路交通法施行細則をここに公布する。

兵庫県道路交通法施行細則

目次

第１章　総則（第１条）
第１章の２　緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等（第１条の２―第１条の４）
第１章の３　交通規制等（第２条―第５条）
第２章　車両の交通方法（第６条―第８条）
第３章　運転者の遵守事項（第９条）
第３章の２　安全運転管理者等（第９条の２―第９条の７）
第３章の３　車両の使用制限等（第９条の８―第９条の10）
第４章　道路の使用等（第10条・第11条）
第５章　運転免許（第11条の２―第26条の４）
第６章　特定小型原動機付自転車運転者講習（第26条の５・第26条の６）
第７章　自転車運転者講習（第27条・第28条）
附則

第１章　総則

（公安委員会にする申請等の経由先）

第１条　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）等及びこの規則により兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してする申請、届出その他の手続は、次の表の右欄に掲げるものは同表左欄の経由先を、それ以外のものは当該手続をしようとする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由してするものとする。

経由先	申請、届出その他の手続
当該自動車の出発地を管轄する署長	法第59条第２項ただし書（自動車のけん引許可）の申請
当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長	１　法第74条の３第５項（安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任）の届出（規則第９条の12に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。） ２　規則第９条の９第１項第２号（公安委員会の教習及び認定）及び同条第２項第２号（公安委員会の認定）の申請 ３　令第13条第１項（緊急自動車の届出及び指定）の届出又は

	指定の申請 4　令第13条第１項及び第14条の２（届出又は指定の申請により交付を受けた指定書等）の記載事項の変更の届出並びに再交付の申請及び返納 5　令第14条の２（道路維持作業用自動車の届出及び指定）の届出又は指定の申請 6　法第75条第10項（自動車の使用制限標章の除去）の申請 7　令第32条の２第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項、第32条の３の２第２項又は第32条の５第１項若しくは第２項（緊急自動車の運転資格の審査）に規定する審査の申請
兵庫県警察本部交通部交通企画課長	1　法第15条の３第１項（遠隔操作による通行の届出）の規定による遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行することの届出（同項の規定による届出事項の変更の届出を含む。） 2　法第74条の３第８項（安全運転管理者等に対する講習の通知）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請 3　法第75条の12第２項（特定自動運行の許可）の規定による特定自動運行の許可の申請書の提出 4　法第75条の16第１項本文（許可事項の変更）の規定による特定自動運行の許可事項の変更の申請書の提出 5　法第75条の16第３項（許可事項の軽微な変更）の規定による特定自動運行の許可事項の軽微な変更の届出 6　法第75条の16第４項（申請事項の変更）の規定による特定自動運行の許可の申請書に記載した事項の変更の届出 7　法第108条の３の５第１項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込 8　法第108条の３の５第２項（自転車運転者講習の受講命令）の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込 9　第26条の６第２項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付の申請 10　第28条第２項に規定する自転車運転者講習終了証書の再交付の申請 11　規則第９条の19第２項（特定自動運行の許可証の交付等）の規定による許可証の再交付の申請 12　規則第９条の38第１項又は第３項（許可証の返納等）の規定による許可証の返納
兵庫県警察本部交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）	1　法第91条の２第１項（申請による免許の条件の付与及び変更）の規定による申請（以下「免許条件付与等申請」という。）（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 2　法第95条の２第１項の規定による特定免許情報（法第95条の２第２項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録の申請（以下「免許情報記録申請」という。） 3　法第95条の２第４項の規定による保有状況変更（運転免許証（以下「免許証」という。）のみを有する状況、免許情報記録個人番号カード（法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）のみを有する状況又は免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する状況のうち、いずれかの保有状況に変更することをいう。以下同じ。）に係る免許証の返納の届出 4　法第95条の２第10項の規定による保有状況変更に係る免許

	情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の抹消の届出 ５　法第95条の２第11項の規定による保有状況変更に係る免許証の交付の申請 ６　法第97条の２第１項第３号イ（認知機能検査）に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の申請 ７　法第97条の２第１項第３号イ（運転技能検査）に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）の申請 ８　法第101条第１項又は法第101条の２第１項の規定による免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請（以下「免許証等更新申請」という。）のうち、次のいずれかに該当する者の申請 (1)　別表第１に掲げる地域に住所を有する者 (2)　現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (3)　現に免許情報記録個人番号カードを有している者 ９　法第101条の２の２第１項（住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新（以下「経由地更新」という。））の申請 10　法第101条の５（免許を受けた者に対する報告徴収）及び法第107条の３の２（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）に規定する報告（以下「公安委員会報告」という。） 11　法第101条の６（医師の届出）の規定による届出（以下「医師の届出」という。） 12　法第101条の７第１項（臨時認知機能検査）の規定により行う臨時の認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）の申請 13　法第101条の７第４項（臨時高齢者講習）に規定する講習の申請 14　法第102条第５項（臨時適性検査等）に規定する適性検査（令第37条の７第１号に掲げる場合に該当するものに限る。）の申請 15　法第105条の２第３項の規定による運転経歴情報（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録の申請（以下「運転経歴情報記録申請」という。） 16　法第107条の７第２項（国外運転免許証の交付）の申請 17　法第108条の２第１項第２号（取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習）に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）の申請 18　法第108条の２第１項第３号（免許の保留、免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習）に掲げる講習の申請 19　法第108条の２第１項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請のうち次のいずれかに該当する者の申請 (1)　免許証等の更新を受けようとする者で別表第１に掲げる地域に住所を有する者及び経由地更新を申請する者 (2)　特定失効者又は特定取消処分者 (3)　公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を

	含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）の申請をしようとする者 20　法第108条の２第１項第12号（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第１項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）の申請 21　法第108条の２第１項第13号（免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習）に掲げる講習の申請 22　法第108条の３の３（若年運転者講習の手続）に規定する書面により通知を受けた場合の法第108条の２第１項第14号（基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習）に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の申請 23　法第108条の４第２項（指定講習機関）に規定する取消処分者講習又は若年運転者講習に係る指定講習機関の指定の申請 24　令第37条の６第２号（特定任意講習）に規定する講習（以下「特定任意講習」という。）の申請 25　令第37条の６の２第１号（特定任意高齢者講習）に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の申請 26　規則第29条の２の５第１項第４号（臨時認知機能検査）の規定による診断書等の提出 27　指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第４条第１項若しくは第３項、第９条第１項若しくは第２項、第11条、第13条又は第14条第１項に規定する届出又は提出（取消処分者講習又は若年運転者講習に係るものに限る。） 28　運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）第４条第２項第１号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の申請 29　第19条の３第２項の規定による認知機能検査結果通知書の再交付の申請 30　第19条の４第２項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請（規則第26条の４第３号に規定する診断書等に係るものを除く。） 31　第19条の５第２項の規定による運転技能検査受検結果証明書の再交付の申請 32　第20条第２項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の申請 33　第20条第４項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の報告 34　第22条の規定による高齢者講習終了証明書の再交付の申請 35　第22条の２第２項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の申請 36　第22条の２第４項の規定による若年運転者講習終了証明書

	の再交付の報告 37　第23条の３第２項の規定による認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場長	1　法第89条第１項（免許の申請）の申請（免許証のみの保有を希望する者からの第14条第１項第３号の規定により警察本部長が指定する警察署及び警察署分庁舎で行う運転免許試験（以下「免許試験」という。）の申請を除く。） 2　法第89条第３項（技能検査）の申請 3　免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。） 4　法第98条第２項（自動車教習所）に規定する自動車教習所の設置者又は管理者からの届出 5　法第99条第１項（自動車教習所の指定）の申請 6　法第99条の４（職員に対する講習）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請 7　法第100条の２第５項（再試験）に規定する再試験を行う旨の通知を受けた場合の当該再試験の申込 8　法第108条の２第１項第４号から第８号まで（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二））に掲げる講習の申請 9　法第108条の３第２項（初心運転者講習の手続）に規定する講習の通知を受けた場合の当該講習の申請 10　法第108条の４第２項（指定講習機関）に規定する初心運転者講習（法第108条の２第１項第10号に掲げる講習をいう。以下同じ。）に係る指定講習機関の指定の申請 11　規則第18条の５（限定解除審査の申請の手続）の申請（以下「限定解除審査の申請」という。） 12　規則第26条の４第３号（認知機能検査等を受ける必要がない者）の規定による診断書等の提出 13　指定講習機関に関する規則第４条第１項若しくは第３項、第９条第１項若しくは第２項、第11条、第13条又は第14条第１項に規定する届出又は提出（初心運転者講習に係るものに限る。） 14　大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第４号）第２条第１項の申請 15　大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第４条の規定による届出

2　前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる申請、届出その他の手続は、同表左欄の経由先を経由してすることができる。

経由先	申請、届出その他の手続
兵庫県警察本部交通部交通規制課長又は署長（右欄５、７及び８の申請にあっては、第２条の２第１項第１号に規定する用務に係る区域を管轄する	1　法第45条の２第１項（高齢運転者等が運転する普通自動車）の届出及び同条第２項（高齢運転者等標章の交付）の申請 2　法第45条の２第３項（高齢運転者等標章の再交付）の申請 3　法第45条の２第４項（高齢運転者等標章）の返納 4　規則第６条の３の５（高齢運転者等標章の記載事項の変

署長に限る。）	更）の届出 5　第２条の２第２項第１号（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章）の申請 6　第２条の２第２項第２号（駐車禁止除外指定車標章）の申請 7　第２条の２第６項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章の再交付）の申請 8　第２条の２第７項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章の記載事項の変更届）の届出 9　第２条の２第９項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章）の返納
免許課長	1　法第94条第１項（法第95条の５第２項において読み替えて準用する場合を含む。）（免許証の記載事項又は免許情報記録の変更）の届出（以下「免許証等記載事項変更届出」という。） 2　法第94条第２項（免許証の再交付）の申請（以下「免許証再交付申請」という。） 3　免許証等更新申請（別表第１に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係る申請に限る。） 4　法第104条の４第１項（申請による免許の取消し）の申請（以下「免許取消申請」という。） 5　法第105条の２第１項（運転経歴証明書の交付）の申請（以下「運転経歴証明書交付申請」という。） 6　法第106条の３第１項（免許証）の返納（以下「免許証返納」という。） 7　法第106条の４第１項（免許情報記録）の抹消（以下「免許情報記録抹消」という。） 8　法第107条の10第１項（国外運転免許証）の返納（以下「国外運転免許証返納」という。） 9　法第108条の２第１項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習に係る申請であって、別表第１に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係るものに限る。） 10　規則第29条の２の３第３号（認知機能検査等を受ける必要がない場合）の規定による診断書等の提出 11　規則第30条の10第１項（運転経歴証明書の記載事項変更）の届出（以下「運転経歴証明書記載事項変更届出」という。） 12　規則第30条の11（運転経歴証明書の再交付）の申請（以下「運転経歴証明書再交付申請」という。） 13　規則第30条の12（運転経歴証明書）の返納（以下「運転経歴証明書返納」という。） 14　規則第30条の15第１項（運転経歴情報の記録事項の変更）の届出（以下「運転経歴情報記録事項変更届出」という。） 15　規則第30条の16の規定（運転経歴情報）の抹消（以下「運転経歴情報抹消」という。） 16　第25条の２第１項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 17　第25条の２第２項の規定による発見に伴う保有状況変更申出

別表第１の２に掲げる署長	１　免許証等更新申請（法第95条の６に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は高齢者講習を受講した者のうち、現に免許証のみを有しており、当該申請手続終了後も免許証のみを有することを希望する者に該当する者に係る申請に限る。） ２　法第108条の２第１項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習であって、優良運転者に該当する者に係る申請に限る。）
署長	１　免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） ２　免許証等記載事項変更届出 ３　免許証再交付申請 ４　公安委員会報告 ５　医師の届出 ６　免許取消申請 ７　運転経歴証明書交付申請 ８　運転経歴証明書再交付申請 ９　免許証返納 10　免許情報記録抹消 11　国外運転免許証返納 12　取消処分者講習の申請 13　限定解除審査の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 14　運転経歴証明書記載事項変更届出 15　運転経歴証明書返納 16　運転経歴情報記録事項変更届出 17　運転経歴情報抹消 18　第25条の２第１項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 19　第25条の２第２項の規定による発見に伴う保有状況変更申出
別表第１の３に掲げる署長	１　免許証等更新申請のうち、優良運転者又は高齢者講習を受講した者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1)　現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2)　現に免許情報記録個人番号カードを有している者 ２　免許証等更新申請（別表第１の４に掲げる地域に住所を有する者で住所地を管轄する署長を経由してする申請に限る。）のうち、法第95条の６に規定する一般運転者又は違反運転者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1)　現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2)　現に免許情報記録個人番号カードを有している者

第１章の２　緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

（指定の手続）

第１条の２　令第 13 条第１項の規定により、緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第 14 条の２第２号の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車道路維持作業用自動車指定申請書（様式第１号）により申請しなければならない。

２　公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは緊急自動車指定証（様式第２号）を、道路維持作業用自動車の指定をしたときは道路維持作業用自動車指定証（様式第３号）をそれぞれ交付して行うものとする。

（届出の手続）

第１条の３　令第 13 条第１項の規定による緊急自動車の届出又は令第 14 条の２第１号の規定による道路維持作業用自動車の届出は、緊急自動車道路維持作業用自動車届出書（様式第４号）を提出して行わなければならない。

２　公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車にあっては緊急自動車届出確認証（様式第５号）を、道路維持作業用自動車にあっては道路維持作業用自動車届出確認証（様式第６号）をそれぞれ交付するものとする。

（指定証等の備付け等）

第１条の４　前２条の規定により、緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証（以下この条において「指定証等」という。）の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けておかなければならない。

２　指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証届出確認証記載事項変更届（様式第７号）に指定証等を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。

３　指定証等の交付を受けた者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証届出確認証再交付申請書（様式第８号）により、速やかに公安委員会に指定証等の再交付を申請しなければならない。

４　指定証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに公安委員会に指定証等（第２号の場合にあっては発見し、又は回復した指定証等）を返納しなければならない。

(1)　当該緊急自動車を緊急の用務に、当該道路維持作業用自動車を道路維持作業の用務に使用しなくなったとき、又は使用できなくなったとき。

(2)　指定証等の再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見し又は回復したとき。

第１章の３　交通規制等

（交通規制の対象から除く車両）

第２条　法第４条第２項の規定により道路標識等による交通規制（次の各号に掲げるものを除く。）の対象から除く車両は、警衛列自動車とする。

(1)　軌道敷内通行可の規制

(2)　最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第 27 条の２に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあっては令第 27 条第１項、その他の道路にあっては令第 11 条に規定する速度を超えるものに限る。）

(3)　停車可の規制及び駐車可の規制

2　法第４条第２項の規定により、最高速度の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　緊急自動車（最高速度の規制が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあっては令第 27 条第２項、その他の道路にあっては令第 12 条第３項に規定する速度未満の場合に限る。）

(2)　交通の取締りに従事している警察用自動車（最高速度の規制が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあっては令第 27 条第１項、その他の道路にあっては令第 11 条に規定する速度未満の場合に限る。）

3　法第４条第２項の規定により通行の禁止（一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　工作物の損壊、危険物の爆発、火災その他の変事が発生した場合に、被害を防止し、又は被害を軽減するため使用中の車両

(2)　応急の救護を要する傷病者を搬送するため使用中の車両

(3)　警護列自動車

(4)　犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通取締り若しくは交通事故の捜査その他警察責務遂行のため使用中の車両及び当該車両が随伴する車両

(5)　令第 14 条の２の規定による道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等の作業のため使用中のもの

(6)　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の自動車

(7)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく一般廃棄物収集（専ら再生利用のための収集を除く。）のため使用中の車両

(8)　次に掲げる車両で、通行禁止駐車禁止除外指定車標章（様式第９号。以下「禁止除外車標章」という。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、同法第 17 条に規定する健康診断、同法第 21 条に規定する移送、同法第 27 条に規定する感染症の病原体に汚染された場所の消毒、同法第 28 条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除、同法第 29 条に規定する物件に係る措置、同法第 31 条に規定する生活の用に供される水の使用制限等、同法第 33 条に規定する交通の制限若しくは遮断又は同法第 35 条に規定する質問及び調査その他国又は地方公共団体が実施する感染症の予防に関し必要な措置のため使用中の自動車

イ　電気、ガス、水道又は電話の緊急を要する修復工事のため使用中の車両

ウ　信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の自動車

エ　環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 28 条又は第 36 条の規定に基づき国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両

オ　専ら郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に規定する郵便物の集配のため使用中の車両

カ　裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官による民事執行法（昭和54年法律第４号）に基づく強制執行等（迅速に行う必要があるものに限る。）のため使用中の車両

4　前項の通行の禁止の規制のうち、通行を禁止する車両を危険物積載車両（別表第２及び別表第３の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両をいう。）とするものの対象から除く車両は、別表第３の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両のうち、同表の「車両の種類」欄に掲げるもので、かつ、同表の「要件」欄に掲げる要件を満たすものとする。

5　法第４条第２項の規定により、法第45条第１項に規定する駐車禁止並びに法第49条の３第２項又は第４項に規定する時間制限駐車区間及び法第49条の４に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、第３項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通の取締り若しくは交通事故の捜査その他警察責務の遂行に関し警察官又は交通巡視員から現に停止を求められている車両

(2)　法第51条の12第１項に規定する放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両

(3)　次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標章（事業用標章）（様式第10号。以下「事業用標章」という。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの

ア　医師が緊急往診のため使用中の車両

イ　保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両

ウ　助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

エ　歯科医師が往診等のため往診歯科診療器材を搭載し、又は携帯用往診歯科診療器材を搬送している車両

オ　当該車両の自動車検査証に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載された車両で、患者又は車いす利用者を輸送するために使用中のもの

カ　報道機関が緊急取材のため使用中の車両

キ　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童の安全の確認若しくは一時保護の措置又は立入調査等のため使用中の車両

(4)　次に掲げる者が現に使用中の車両（オに掲げる者に係る車両にあっては、日出から日没までの間において使用中の車両）で、駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等用標章）（様式第10号の２。以下「身体障害者等用標章」という。）（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	１級から４級までの各級
平衡機能障害	３級

下肢不自由		１級から４級までの各級
体幹不自由		１級から３級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	１級から４級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能障害		１級、３級及び４級
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から４級までの各級
肝臓の機能障害		１級から３級までの各級
聴覚障害		２級及び３級
上肢不自由		１級及び２級（２級にあっては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）

イ　戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第１号表ノ２に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第４項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第４項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第４項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第４項症までの各項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害	特別項症から第３項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第４項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第３項症までの各項症

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第６条第３項に定める１級の障害を有するもの

エ　療育手帳（知的障害者の福祉の増進に資するために都道府県知事、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項に規定する指定都市の長又は同法第 252 条の 22 第１項に規定する中核市の長が交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）　の交付を受けている者で、重度に該当する障害を有するもの

オ　色素性乾皮症患者

（除外標章の交付等）

第２条の２　禁止除外車標章、事業用標章又は身体障害者等用標章（以下この条において「除外標章」という。）の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる除外標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1)　前条第３項第８号及び第５項第３号に掲げる車両に係る除外標章　兵庫県の区域内において同条第３項第８号アからカまで又は第５項第３号アからキまでに規定する用務のいずれかを行おうとする者

(2)　前条第５項第４号に掲げる車両に係る除外標章　兵庫県の区域内に住所を有する同号アからオまでのいずれかに該当する者

２　除外標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第 11 号）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて公安委員会に申請するものとする。

(1)　前項第１号に掲げる除外標章の申請　次に掲げる書類

ア　当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ　前項第１号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類

(2)　前項第２号に掲げる除外標章の申請　次に掲げる書類

ア　標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書類

イ　標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書類

３　公安委員会は、前項の規定による申請に基づいて審査し、前項第１号に掲げる申請に係る車両が第１項第１号の用務に係る車両に、前項第２号に掲げる申請を行った者が第１項第２号に掲げる者に、それぞれ該当すると認めるときは、除外標章を交付するものとする。この場合において、除外標章の有効期間は、交付の日から起算して３年を超えない期間とする。

４　前条第３項第８号並びに第５項第３号及び第４号に掲げる車両の運転者は、当該除外に係る通行又は駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に除外標章を、その表面に表示された事項が前方から見やすいように掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

５　除外標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。

(2)　除外標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由の範囲を超えて使用しないこと。

(3)　除外標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

６　除外標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第 12 号）により、当該除外標章の再交付を公安委員会に申請することができる。

７　除外標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、除外標章記載事項変更届（様式第 13 号）に記載事項の変更を証する書類を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。

８　公安委員会は、除外標章の交付を受けた者が第５項各号のいずれかに違反したときは、当該除外標章の返納を命ずることができる。

9　除外標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該除外標章（第３号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した除外標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)　除外標章の有効期間が経過したとき。

(2)　除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)　亡失のため、新たに除外標章の交付を受けた場合において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき。

(4)　公安委員会から除外標章の返納を命ぜられたとき。

（署長が行う交通規制）

第２条の３　法第５条第１項の規定により署長に委任する交通規制は、令第３条の２第１項各号に規定するものとする。

（通行の許可）

第３条　令第６条第３号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用する車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(2)　貨物の集配、冠婚葬祭その他の業務上又は社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

（署長の駐車の許可）

第３条の２　法第 45 条第１項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合（第６項の規定により条件を付すことにより、該当することとなる場合を含む。）に、行うものとする。

(1)　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(2)　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。

(3)　駐車禁止の規制が実施されている場所（法第 45 条第２項に規定する余地がないこととなる場合又は放置駐車となる場合にあっては、法第 45 条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(4)　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(5)　次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務

ウ　法第 77 条第１項各号に規定する行為を伴わない用務

(6)　許可を受けようとする場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア　重量貨物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ　前記ア以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2　法第 49 条の５の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に、行うものとする。

(1)　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2)　当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(3)　当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(4)　次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車がおよそ不可能と認められる用務

ウ　法第 77 条第１項に規定する行為を伴わない用務

(5)　許可を受けようとする場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア　重量貨物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ　前記ア以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3　前２項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第14号）を２通作成し、当該駐車場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

4　前項の場合において、用務の性質上、許可を受けようとする場所が、県内の複数警察署の管轄区域にまたがるときには、申請書を一の警察署の長に提出することをもって足りるものとする。

5　第３項の駐車許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、署長が添付する書類の一部又は全部を省略することができると認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1)　当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2)　当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3)　当該申請に係る用務を疎明する書面

6　署長は、第１項又は第２項の規定により駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

7　署長は、第１項又は第２項の駐車許可をするときは、駐車許可証（様式第14号）を交付するものとする。ただし、当該許可の申請が第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

8　前項本文の場合において、反復継続的な用務に使用する車両に係る駐車許可の期間は、１年を超えない範囲内の相当な期間とする。

9　駐車許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証を、その表面に表示された事項が前方から見やすいように掲示しなければならない。この場合において、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

10　駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第15号）により、当該駐車許可証の再交付を駐車許可証を交付した署長（以下「交付署長」という。）に申請することができる。

11　駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、駐車許可証記載事項変更届（様式第15号の２）に記載事項の変更を証する書類を添えて、速やかに交付署長に届け出なければならない。

12　駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。

(2)　駐車許可証に記載された事項を遵守し、交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。

(3)　駐車許可証を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。

13　駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第３号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1)　駐車許可の期間が満了したとき。

(2)　駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)　亡失のため、新たに駐車許可証の交付を受けた場合において、亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

（高速自動車国道等における権限）

第４条　法第 114 条の３の規定により、法に規定する署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、当該高速自動車国道及び自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

（信号に用いる燈火）

第５条　令第５条第１項に規定する信号に用いる燈火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　色　　赤色又は淡黄色

(2)　光度　50 メートルの距離から確認できるもの

第２章　車両の交通方法

（軽車両が道路を通行する場合の燈火）

第６条　令第 18 条第１項第５号に規定する軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　白色又は淡黄色で、夜間前方 10 メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照燈

(2)　橙色又は赤色で、夜間後方 100 メートルの距離から確認することができる性能を有する尾燈

２　軽車両が夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第２項の基準に適合する前照燈で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の反射器材を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第２号に定める尾燈をつけることを要しない。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第６条の２　令第22条第３号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第３の２に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第７条　法第57条第２項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア　自転車には、次のいずれかに該当する場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。

（ア）16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者１人を幼児用座席に乗車させている場合

（イ）16歳以上の運転者が、４歳未満の者１人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

（ウ）16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者２人を乗車させている場合

（エ）16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者１人を乗車させ、かつ、４歳未満の者１人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

（オ）運転者以外の者の用に供する一の乗車装置を備える自転車の運転者が、その乗車装置に１人を乗車させている場合

（カ）他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、２人以下の人員をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ　自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2)　積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア　積載装置を備える自転車にあっては30キログラム（重荷用の構造のものにあっては60キログラム）を、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ　四輪の牛馬車にあっては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあっては1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ　大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあっては750キログラムを超えないこと。

エ　牛馬車及び大車以外の荷車にあっては、450キログラムを超えないこと。

(3)　積載物の長さ、幅又は高さの制限は、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。

ア　長さ　自転車にあってはその積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ　幅　自転車にあってはその積載装置、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ　高さ　２メートル（牛馬車にあっては、３メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4)　積載の方法の制限は、次のとおりとする。

ア　自転車にあってはその積載装置の前後から0.3メートルを、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の前後から0.6メートルをそれぞれ超えないこと。

イ　自転車にあってはその積載装置、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルをそれぞれ超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第８条　法第60条の規定により自動車以外の車両によってするけん引は、けん引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置を有する車両１台をけん引する場合を除き、これを行ってはならない。

第３章　運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第９条　法第71条第６号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　みだりに他の車両の通行を妨げるような遅い速度で進行しないこと。

(2)　道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

(3)　積雪又は凍結している道路において、自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、スノー・タイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に装置し、又はタイヤ・チエンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずること。

(4)　後写鏡の効用を失わせるような状態で、カーテン、ブラインド等が用いられている自動車を運転しないこと。

(5)　またがり式座席のある二輪の自動車に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。

(6)　自動車又は原動機付自転車を運転してこう配の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その直前において当該車両のハンドル及びブレーキを検査すること。

(7)　げた、その他安全な運転に支障のあるものを履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

(8)　普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第１項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するとき

は、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(9)　有効な性能の警音器を備えない自転車を運転しないこと。

(10) 傘を差し、物を担ぎ、若しくは物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

(11) 安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能又は著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと。

第３章の２　安全運転管理者等

（安全運転管理者等の選任等の届出）

第９条の２　法第 74 条の３第５項に規定する安全運転管理者等の選任若しくは解任の届出又は次項に規定する届出事項の変更の届出は、届出書（安全運転管理者については安全運転管理者に関する届出書（様式第 16 号）、副安全運転管理者については副安全運転管理者に関する届出書（様式第 17 号）をいう。以下同じ。）２通を提出して行うものとする。

２　届出書の記載事項中、届出者（使用者、代理人等）の氏名又は名称及び住所、安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位、自動車の使用の本拠の名称及び位置に変更があったときは、変更の日から 15 日以内に届け出なければならない。

３　規則第９条の 13 第１項後段に規定する選任の届出書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　戸籍抄本、住民票の写し又は個人番号カード（表面に限る。）若しくは運転免許証の写し

(2)　履歴書（様式第 18 号）

(3)　職務運転経歴証明書（様式第 19 号）

(4)　自動車安全運転センター法施行規則（昭和 50 年総理府令第 53 号）第９条に規定する運転記録証明書（届出前１月以内の発行日付けのものに限る。）

４　規則第９条の９第１項第２号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けた者の選任の届出は、前項に規定する添付書類のほか、教習修了証書の写しを添付しなければならない。

５　規則第９条の９第１項第２号又は同条第２項第２号の規定に基づく公安委員会の認定を受けた者の選任の届出は、第３項第１号から第４号までに規定する書類に代えて、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書の写しを、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書の写しを添付するものとする。

（認定の申請等）

第９条の３　規則第９条の９第１項第２号又は同条第２項第２号の規定に基づく公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書（様式第 22 号）に前条第３項第１号から第４号までに規定する書類を添えて申請しなければならない。

２　前項の申請により認定したときは、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書（様式第 23 号）、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書（様式第 24 号）を交付するものとする。

（教習の申請等）

第９条の４　規則第９条の９第１項第２号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けようとする者は、教習受講申請書（様式第 25 号）を提出するものとする。

２　規則第９条の９第１項第２号に規定する教習の時間は、３時間とする。

３　前項の教習を修了した者に対しては、教習修了証書（様式第 26 号）を交付するものとする。

（解任の命令）

第９条の５　法第 74 条の３第６項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書（様式第 27 号）によって行うものとする。

（是正措置の命令）

第９条の５の２　法第 74 条の３第８項の規定により是正のための必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（様式第 27 号の２）によって行うものとする。

（安全運転管理者等講習の申請）

第９条の６　法第 108 条の２第１項第１号に規定する講習を受けようとする者は、安全運転管理者等講習受講申請書（様式第 28 号）を提出するものとする。

（安全運転管理者等講習の講習時間）

第９条の７　法第 108 条の２第１項第１号に規定する安全運転管理者等に対する講習の時間は、１回につき６時間とする。ただし、特に必要があると認めるときは、８時間以内の範囲で講習時間を延長することができる。

第３章の３　車両の使用制限等

（指示書）

第９条の８　法第 22 条の２第１項、第 58 条の４及び第 66 条の２第１項の規定による車両の使用者に対する指示は、指示書（様式第 29 号）により行うものとする。

（車両の使用制限書）

第９条の９　法第 75 条第９項（法第 75 条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により車両の使用者に交付する文書は、車両の使用制限書（様式第 30 号）とする。

（報告又は資料の提出要求書）

第９条の 10　法第 75 条の２の２に規定する報告又は資料の提出の要求は、報告資料提出要求書（様式第 30 号の２）によって行うものとする。

第４章　道路の使用等

（道路における禁止行為）

第 10 条　法第 76 条第４項第７号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　交通の頻繁な道路において、自転車の運転の練習又は乗馬の練習をすること。

(2)　交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるような方法でみだりに道路に泥でい土、汚水、ごみ、くず、ガラス片、金属片等をまき、又は捨てること。

(3)　凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。

(4)　交通の頻繁な道路において、たき火をすること。

(5)　交通の妨害となるような方法でみだりに竹、木その他の物件を道路に突き出すこと。

(6)　牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。

(7)　車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
(8)　競技場、興行場、駅又は停留場の付近の道路において、入場券、予想表その他の物品を売買するため、他人の進路を妨げること。
(9)　進行中の車両の中からみだりに身体又は物件を出すこと。
(10) 道路において、みだりに爆竹、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するものを使用すること。

（道路の使用の許可）

第11条　法第77条第１項第４号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第５号、第６号、第８号及び第９号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。

(1)　道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又は道路においてこれらを移動すること。
(2)　道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会その他これらに類する催物をすること。
(3)　道路において、競技会、仮装行列、ちょうちん行列、旗行列、音楽行進、パレード、集団による行進（学生生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は通常の冠婚葬祭等のための行進を除く。）等をすること。
(4)　道路において、消防、避難、救護等の訓練を行うこと。
(5)　道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
(6)　広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
(7)　道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
(8)　交通の頻繁な道路に広告、宣伝等のちらしその他のものをまき、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。
(9)　道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声機、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
(10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第５章　運転免許

（免許の申請）

第11条の２　免許試験（仮運転免許の免許試験を除く。）を受けようとする者が法第96条の３第１項（同条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する者であるときは、運転免許（以下「免許」という。）の申請をする際に、取消処分者講習終了証書（様式第31号）を提示しなければならない。

（免許の条件の解除等の審査の申請）

第12条　法第91条の規定により免許に付された条件（運転することができる自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更の申請をしようとする者は、条件解除（変更）審査申請書（様式第32号）を提出するものとする。

２　令第32条の２第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項、第32条の３の２第２項又は第32条の５第１項若しくは第２項に規定する緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車の使用者（令第13条で定める使用者をいう。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（様式第33号）を提出するものとする。

（免許の保留等の事務の委任）

第13条　法第114条の２第１項の規定により次の各号に掲げる事務は、警察本部長が行うものとする。

(1)　免許の保留及び免許の効力の停止並びにこれらの処分の際の弁明の機会の供与、聴聞及び意見の聴取に関する事務（公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取を行った事案を除く。）

(2)　仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消しに関する事務

（試験の場所等）

第14条　免許試験は、次の各号に掲げる場所又はその周辺の道路において行う。

(1)　兵庫県自動車運転免許試験場

明石市荷山町1649番地の２

(2)　但馬運転免許センター

兵庫県養父市八鹿町朝倉下台48番地５

(3)　警察本部長の指定する警察署及び警察署分庁舎

(4)　前各号に掲げる場所のほか、警察本部長の指定する場所

２　法第100条の２第１項に規定する再試験は、兵庫県自動車運転免許試験場又はその周辺の道路において行う。

第15条　削除

（技能検定合格の証明）

第15条の２　法第99条の５第５項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、卒業検定にあっては卒業検定合格証明（様式第36号）、修了検定にあっては修了検定合格証明（様式第37号）により行うものとする。

（試験の順序等）

第16条　免許試験は、次の各号に掲げる試験の順序により行う。

(1)　適性試験

(2)　学科試験

(3)　技能試験

（合格の決定の取消しの通知等）

第17条　法第97条の３第２項に規定する通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（様式第38号）によって行うものとする。

２　法第97条の３第３項の規定により免許試験の受験を停止した場合の通知は、運転免許試験受験停止通知書（様式第39号）によって行うものとする。

（申請用写真の添付が不要となる場合）

第17条の２　次の各号に掲げる申請又は申出をしようとする者は、当該申請又は申出を別表第４に掲げる者を経由して行う場合においては、申請用写真の添付を要しない。

(1)　免許証再交付申請

(2)　免許情報記録申請
(3)　法第 95 条の２第 11 項の規定による免許証の交付の申請
(4)　免許証等更新申請
(5)　法第 104 条の４第１項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出
(6)　運転経歴証明書交付申請
(7)　運転経歴情報記録申請
(8)　運転経歴証明書再交付申請

（認知機能検査の申請）

第 17 条の３　次の各号に掲げる検査を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出するものとする。

(1)　認知機能検査　認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書（様式第 39 号の２）
(2)　臨時認知機能検査　臨時認知機能検査受検申請書（様式第 39 号の３）

（運転技能検査の申請）

第 17 条の４　運転技能検査を受けようとする者は、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を提出するものとする。

（臨時適性検査の通知等）

第 18 条　法第 102 条第６項及び第 107 条の４第１項に規定する通知は、法第 102 条第１項から第３項までに規定する適性検査にあっては臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 39 号の４）により、法第 102 条第４項、同条第５項及び第 107 条の４第１項に規定する適性検査にあっては臨時適性検査通知書（様式第 40 号）により行うものとする。

２　法第 90 条第８項、第 102 条第４項、第 103 条第６項又は第 107 条の４第１項に規定する適性検査を行うときは検査依頼書（様式第 41 号）により、法第 102 条第１項から第３項までに規定する適性検査を行うときは検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 41 号の２）により当該検査を医師に依頼するものとする。

３　法第 102 条第５項に規定する適性検査の受検の申請をしようとする者は、臨時適性検査申請書（様式第 41 号の２の２）を提出するものとする。

４　法第 90 条第８項、第 102 条第１項から第４項まで及び第 103 条第６項に定める命令は、適性検査を受けるべき者に対しては適性検査受検命令書（様式第 41 号の２の３）により、診断書を提出すべき者に対しては診断書提出命令書（様式第 41 号の２の４）又は診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 41 号の２の５）により行うものとする。

（運転経歴証明書等の交付及び記録の申請等）

第 18 条の２　運転経歴証明書交付申請、運転経歴情報記録申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、運転経歴証明書再交付申請及び運転経歴情報記録事項変更届出は、運転経歴証明書交付等申請（届出）書（様式第 41 号の３）を提出して行うものとする。この場合において、運転経歴証明書記載事項変更届出をしようとする者は、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書交付等申請（届出）書に添付して行うものとし、運転経歴情報の記録事項の変更をしようとする者は、当該運転経歴情報の記録された個人番号カード（以下「運転経歴情報記録個人番号カード」という。）を提示して行うものとする。

（講習）

第19条　取消処分者講習を受けようとする者は、取消処分者講習受講の申請をし、取消処分者講習指定書（様式第42号）により、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるとともに、指定日において取消処分者講習受講申請書（様式第43号）及び講習用写真２枚を提出するものとする。

2　法第108条の２第１項第３号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習に係る免許の保留若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

3　法第108条の２第１項第４号から第８号までに掲げる講習を受けようとする者は、取得時講習受講申請書（様式第43号の２）を提出し、講習の区分に応じてそれぞれ当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

4　法第108条の２第１項第９号に掲げる講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講申請書（様式第44号）を提出するものとする。

5　初心運転者講習を受けようとする者は、当該講習を受けることができる旨の通知を受けた後、初心運転者講習受講申請書（様式第45号）に初心運転者講習通知手数料納入書（様式第46号）を添えて提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

6　法第108条の２第１項第11号に掲げる講習（オンライン講習を除く。）を受けようとする者は、受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、特定失効者又は特定取消処分者は、更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）（様式第46号の２）を提出するものとする。

7　高齢者講習を受けようとする者は、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書又は臨時高齢者講習受講申請書（様式第47号の２）を提出するものとする。

8　法第108条の２第１項第13号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、違反者講習受講申請書（様式第48号）を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。

9　若年運転者講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、若年運転者講習受講申請書（様式第48号の２）に若年運転者講習通知手数料納入書（様式第48号の３）を添えて提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

10　特定任意講習を受けようとする者は特定任意講習受講申請書（様式第49号）を、特定任意高齢者講習を受けようとする者は特定任意高齢者講習受講申請書（様式第49号の２）を、それぞれ提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

11　認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書（様式第49号の３）を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。

（講習の時間）

第19条の２　法第108条の２第１項第９号に掲げる講習のうち、教習指導員に対する講習時間は９時間、技能検定員に対する講習時間は10時間、卒業証明書又は修了証明書の発行に関し

監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員に対する講習時間は６時間とする。

２　次の各号に掲げる講習の講習時間については、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1)　特定任意講習　２時間

(2)　特定任意高齢者講習　２時間（法第 71 条の５第３項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第 34 条の３第４項又は第 37 条の６の３の基準に該当する者に対して行うものにあっては、１時間）

(3)　認知機能検査員講習　５時間 30 分（講習規則第７条第２項第４号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対して行うものにあっては、３時間）

（認知機能検査結果通知書の交付等）

第 19 条の３　規則第 26 条の３第２項の規定により交付する書類は、次の各号に掲げる認知機能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

(1)　認知症のおそれがある基準に該当する場合　認知機能検査結果通知書（甲）（様式第 49 号の４）

(2)　認知症のおそれがある基準に該当しない場合　認知機能検査結果通知書（乙）（様式第 49 号の５）

２　規則第 26 条の３第２項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査結果通知書再交付申請書（様式第 49 号の６）に、当該書類（当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

（認知機能検査等受検免除証明書の交付等）

第 19 条の４　公安委員会は、規則第 26 条の４第３号、第 29 条の２の３第３号及び第 29 条の２の５第４号に規定する認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けた場合において、当該診断書等の提出をした者から当該診断書等を提出した者であることを証する書類の交付を求められたときは、認知機能検査等受検免除証明書（様式第 49 号の７）を交付するものとする。

２　前項の規定により認知機能検査等受検免除証明書の交付を受けた者が、当該受検免除証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書（様式第 49 号の８）に、当該受検免除証明書（当該受検免除証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該受検免除証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（運転技能検査受検結果証明書の交付等）

第 19 条の５　規則第 26 条の５第６項の規定により交付をする書類は、次の各号に掲げる運転技能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

(1)　合格基準を満たした場合　運転技能検査受検結果証明書（甲）（様式第 49 号の９）

(2)　合格基準を満たさなかった場合　運転技能検査受検結果証明書（乙）（様式第 49 号の 10）

２　規則第 26 条の５第６項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、運転技能検査受検結果証明書再交付申請書（様

式第 49 号の 11）に、当該書類（当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

（取消処分者講習終了証書の交付等）

第 20 条　取消処分者講習を受けた者に対しては、取消処分者講習終了証書を交付するものとする。

２　公安委員会から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取消処分者講習終了証書再交付申請書（様式第 50 号）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

３　指定講習機関から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の取消処分者講習終了証書再交付申請書に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を指定講習機関に申請することができる。

４　指定講習機関は、前項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたときは、取消処分者講習終了証書再交付報告書（様式第 50 号の２）により、公安委員会に報告しなければならない。

（取得時講習終了証明書の再交付）

第 21 条　規則第 38 条第 17 項の規定により大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けた者が、交付を受けた講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取得時講習終了証明書再交付申請書（様式第 51 号）に、それぞれ当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（高齢者講習終了証明書の再交付）

第 22 条　規則第 38 条第 17 項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者が、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは高齢者講習終了証明書再交付申請書（様式第 52 号）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（若年運転者講習終了証明書の交付等）

第 22 条の２　若年運転者講習を受けた者に対しては、若年運転者講習終了証明書（様式第 52 号の２）を交付するものとする。

２　公安委員会から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、若年運転者講習終了証明書再交付申請書（様

式第 52 号の３）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

３　指定講習機関から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の若年運転者講習終了証明書再交付申請書に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を指定講習機関に申請することができる。

４　指定講習機関は、前項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたときは、若年運転者講習終了証明書再交付報告書（様式第 52 号の４）により、公安委員会に報告しなければならない。

（特定任意講習終了証明書の再交付）

第 23 条　規則第 38 条の２の規定により、特定任意講習終了証明書（講習規則別記様式第２号）の交付を受けた者が、交付を受けた当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定任意講習終了証明書再交付申請書（様式第 53 号）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（特定任意高齢者講習終了証明書の再交付）

第 23 条の２　規則第 38 条の２の規定により特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第１号）の交付を受けた者が、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書（様式第 53 号の２）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（認知機能検査員講習終了証書の交付等）

第 23 条の３　認知機能検査員講習を受けた者に対しては、認知機能検査員講習終了証書（様式第 53 号の３）を交付するものとする。

２　前項の規定により、認知機能検査員講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査員講習終了証書再交付申請書（様式第 53 号の４）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（指定講習機関の指定等）

第 24 条　法第 108 条の４第１項に規定する指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（様式第 54 号）を提出するものとする。

２　法第 108 条の４第１項に規定する指定は、指定書（様式第 55 号）を交付して行うものとする。

３　法第 108 条の５第３項に規定する運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任の命令は、運転適性指導員等解任命令書（様式第 56 号）を交付して行うものとする。

4　法第108条の11第1項又は第2項に規定する指定の取消しは、指定講習機関の指定の取消通知書（様式第57号）を交付して行うものとする。

5　指定講習機関に関する規則第4条第1項及び第3項に規定する公示事項等の変更の届出は、指定講習機関に係る公示事項等変更届（様式第58号）を提出して行うものとする。

6　指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、運転習熟指導員審査合格証（様式第59号）を交付するものとする。

7　指定講習機関に関する規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可の申請は講習業務規程認可申請書（様式第60号）を、同条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可の申請は講習業務規程変更認可申請書（様式第61号）を提出して行うものとする。

8　指定講習機関に関する規則第14条に規定する特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可の申請は、講習の休廃止の許可申請書（様式第62号）を提出して行うものとする。

（免許証等の返納及び抹消）

第25条　次に掲げる者は、免許証等の返納及び抹消について運転免許証等返納（抹消）書（様式第63号）を提出して行うものとする。

(1)　免許証返納をしようとする者（免許取消申請により取り消された免許に係る免許証を返納しようとする者及び運転経歴証明書交付申請又は運転経歴情報記録申請の際に既に失効している免許証の返納をしようとする者（以下「提出不要者」という。）を除く。）

(2)　免許情報記録抹消をしようとする者（提出不要者を除く。）

(3)　国外運転免許証返納をしようとする者

(4)　運転経歴証明書返納をしようとする者

(5)　運転経歴情報抹消をしようとする者

2　前項の規定により、免許証返納、国外運転免許証返納又は運転経歴証明書返納をしようとする者は、当該免許証、国外運転免許証又は運転経歴証明書を運転免許証等返納（抹消）書に添付して返納するものとし、免許情報記録抹消又は運転経歴情報抹消をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カード又は運転経歴情報記録個人番号カードを提示して抹消を受けるものとする。

（免許証等の紛失等に伴う保有状況の変更）

第25条の2　免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有する者が、免許証のみを紛失した場合に当該紛失を機に免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出及び免許情報記録個人番号カードのみを紛失した際に当該紛失を機に免許証のみに保有状況変更の申出をしようとするときは、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）（様式第63号の2）を提出して行うものとする。この場合において、免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証のみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

2　前項の規定による保有状況変更後に、紛失した免許証又は免許情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有することの申出をしようとする者は、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）を提出して行うものとする。この場合において、免許情報記録個人番号カードを発見して保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証を発見して保有状況変更の申出

をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

（運転免許取得者等教育の認定等）

第26条　法第108条の32の２第１項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第64号）を提出するものとする。

２　法第108条の32の２第１項に規定する認定は、運転免許取得者等教育認定書（様式第65号）を交付して行うものとする。

３　法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しは、運転免許取得者等教育認定取消通知書（様式第66号）を交付して行うものとする。

４　運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「認定教育規則」という。）第７条第１項又は第３項の規定による公示事項等の変更の届出は、認定教育実施者に係る公示事項等変更届（様式第67号）を提出して行うものとする。

第26条の２　認定教育規則第４条第２項第４号の規定による指定（以下「認定教育指定」という。）を受けようとする者は、認定教育指定申請書（様式第67号の２）を提出するものとする。

２　認定教育指定は、認定教育指定書（様式第67号の３）を交付して行うものとする。

３　認定教育指定を受けた者が認定教育規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

４　前項の規定による指定の取消しは、認定教育指定取消通知書（様式第67号の４）を交付して行うものとする。

（運転免許取得者等検査の認定等）

第26条の３　法第108条の32の３第１項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第67号の５）を提出するものとする。

２　法第108条の32の３第１項に規定する認定は、運転免許取得者等検査認定書（様式第67号の６）を交付して行うものとする。

３　法第108条の32の３第２項において読み替えて準用する法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第67号の７）を交付して行うものとする。

４　運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号。以下「認定検査規則」という。）第８条第１項又は第３項の規定による公示事項等の変更の届出は、認定検査実施者に係る公示事項等変更届（様式第67号の８）を提出して行うものとする。

第26条の４　次に掲げる指定（以下「認定検査指定」という。）を受けようとする者は、認定検査指定申請書（様式第67号の９）を提出するものとする。

(1)　認定検査規則第４条第１項第４号の規定による指定

(2)　認定検査規則第４条第２項第４号の規定による指定

２　認定検査指定は、認定検査指定書（様式67号の10）を交付して行うものとする。

３　認定検査指定を受けた者が、次の各号に掲げる指定の区分に応じて、当該各号に定める方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(1)　認定検査規則第４条第１項第４号の規定による指定　認定検査規則第１条第１号に掲げる方法

(2)　認定検査規則第４条第２項第４号の規定による指定　認定検査規則第１条第２号に掲げる方法

４　前項の規定による指定の取消しは、認定検査指定取消通知書（様式第 67 号の 11）を交付して行うものとする。

第６章　特定小型原動機付自転車運転者講習

（受領書及び申込書の提出）

第 26 条の５　法第 108 条の３の５第１項の規定により同項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第 67 号の 12）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（様式第 67 号の 13）を提出するものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付等）

第 26 条の６　特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書（様式第 67 号の 14）を交付するものとする。

２　前項の規定により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第 67 号の 15）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

第７章　自転車運転者講習

（受領書及び申込書の提出）

第 27 条　法第 108 条の３の５第２項の規定により同項に規定する自転車運転者講習（以下「自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第 68 号）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において自転車運転者講習受講申込書（様式第 69 号）を提出するものとする。

（自転車運転者講習終了証書の交付等）

第 28 条　自転車運転者講習を受けた者に対しては、自転車運転者講習終了証書（様式第 70 号）を交付するものとする。

２　前項の規定により、自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第 71 号）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、法の施行の日（昭和35年12月20日）から施行する。

（兵庫県道路交通取締規則等の廃止）

2　兵庫県道路交通取締規則（昭和30年兵庫県公安委員会規則第34号）、甲子園野球場及び甲子園競輪場附近の交通制限に関する規則（昭和32年兵庫県公安委員会規則第８号）及び兵庫県公安委員会聴聞規則（昭和29年兵庫県公安委員会規則第10号）は、廃止する。

3　法の施行の際、現に道路交通取締法施行規則（昭和28年総理府令第54号）第２条第１項の規定により緊急自動車の指定を受けている自動車は、昭和36年１月31日までは、当該自動車について新たに緊急自動車としての指定がされない限り、令第13条第１項の規定により公安委員会が指定した緊急自動車と、交付されている当該緊急自動車指定証は、第４条第２項の規定により交付した緊急自動車指定書とみなす。

（公安委員会にする申請等の経由先の特例）

4　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号。以下「改正条例」という。）の施行により、警察署の管轄区域に変更のある区域に住所を有する者が、次の各号に掲げる申請等の手続を公安委員会に対してするときは、改正条例の施行日から平成28年３月31日までの間、第１条第１項の規定にかかわらず、改正条例の改正前の住所地を管轄する署長を経由してするものとする。

(1)　法第94条第１項（免許証の記載事項の変更）の届出

(2)　法第94条第２項（免許証の再交付）の申請

(3)　法第101条第１項（免許証の更新及び定期検査）及び法第101条の２第１項（免許証の更新の特例）の申請

(4)　法第104条の４第１項（申請による免許の取消し）の申請

(5)　法第104条の４第５項（運転経歴証明書の交付）の申請

(6)　法第108条の２第１項第11号（免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習のうち、免許証の更新を受けようとする者の講習の申請

(7)　令第37条の７第２項第１号（臨時適性検査）に規定する検査の申請

(8)　規則第30条の12（運転経歴証明書の記載事項の変更）の届出

(9)　規則第30条の13（運転経歴証明書の再交付）の申請

(10)　規則第30条の14（運転経歴証明書）の返納

附　則　（昭和41年10月11日公安委員会規則第11号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条に規定する新法附則第５条第３項の規定による審査の規定は、同法第２条の規定の施行の日（昭和43年９月１日）から施行する。

（経過規定）

2　この規則の施行の際、現に交付を受けている緊急自動車等の指定書は、第４条第２項の規定により交付した指定書とみなす。

附　則　（昭和42年７月25日公安委員会規則第10号抄）

1　この規則は、昭和42年８月１日から施行する。

附　則　（昭和42年12月１日公安委員会規則第17号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第１、第２、第２の２、第５、第６及び第 11 の改正規定は、昭和 43 年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定に基づき住民票抄本を添付して行なった届出は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則の規定に基づき住民基本台帳法の規定による住民票の写しを添付して行なわれたものとみなす。

3　昭和 42 年 12 月 31 日までに交付を受けた従前の様式による緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則別記様式第２及び第２の２の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（昭和 43 年６月 28 日公安委員会規則第６号）

1　この規則は、昭和 43 年７月１日から施行する。

2　この規則の施行の日までに届出、願い出又は申請をした従前の様式による安全運転管理者に関する届出書及び安全運転管理者資格認定申請書並びに運転免許条件解除変更願出書又は審査申請書については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則別記様式第４の２、第４の５及び第５の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（昭和 43 年８月 27 日公安委員会規則第９号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和 43 年９月１日から施行する。

（経過規定）

2　この規則の施行前に、改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定によりなされた届出、願い出、申請又は申出は、改正後の同規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附　則　（昭和 44 年３月 31 日公安委員会規則第３号）

この規則は、昭和 44 年４月１日から施行する。

附　則　（昭和 45 年３月 13 日公安委員会規則第４号）

この規則は、昭和 45 年４月１日から施行する。

附　則　（昭和 47 年２月 15 日公安委員会規則第１号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和 47 年３月１日から施行する。ただし、第１条第２号オ、第１条第３号イ、第１条第４号イ、第２条、第９条の６、第 19 条第２項及び第 19 条第３項の改正規定は、昭和 47 年４月１日から施行する。

（公安委員会の事務の委任に関する規則の廃止）

2　公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和 42 年兵庫県公安委員会規則第 13 号）は、廃止する。

附　則　（昭和 47 年５月 12 日公安委員会規則第７号）

この規則は、昭和 47 年５月 15 日から施行する。

附　則　（昭和 48 年４月１日公安委員会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和 48 年 11 月６日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和 49 年５月 14 日公安委員会規則第９号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和 51 年７月 30 日公安委員会規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和 53 年５月 26 日公安委員会規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和 53 年６月１日から施行する。

（経過規定）

２　この規則の施行前に交付を受けた身体障害者の使用する車両に対する駐車禁止除外車標章は、それぞれの有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第２条第３項第３号の規定による駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附　則　（昭和 53 年 11 月 28 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和 53 年 12 月１日から施行する。

（経過規定）

２　第１条の２第１項の規定により、昭和 54 年３月１日までに届出をした緊急自動車等については、届出確認書の交付を受けるまでの間、同条第４項の規定による備え付けをしているものとみなす。

附　則　（昭和 54 年６月 26 日公安委員会規則第８号）

この規則は、昭和 54 年７月１日から施行する。

附　則　（昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会規則第 17 号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和 56 年１月１日から施行する。

（経過規定）

２　この規則の施行の際、改正前の兵庫県道路交通法施行細則第１条の２の規定により現に受けている緊急自動車指定書、道路維持作業用自動車指定書、緊急自動車届出確認書及び道路維持作業用自動車届出確認書は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第１条の２の規定により交付を受けた緊急自動車指定証及び道路維持作業用自動車指定証並びに第１条の３の規定により交付を受けた緊急自動車届出確認証及び道路維持作業用自動車届出確認証とみなす。

附　則　（昭和 56 年 12 月 25 日公安委員会規則第 12 号）

（施行期日）

この規則は、昭和 57 年１月５日から施行する。

附　則　（昭和 57 年３月 23 日公安委員会規則第１号）

この規則は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則　（昭和 58 年 12 月 15 日公安委員会規則第８号）

この規則は、昭和 59 年１月１日から施行する。

附　則　（昭和 59 年９月 14 日公安委員会規則第８号）

この規則は、昭和 59 年 10 月１日から施行する。

附　則　（昭和 60 年３月 27 日公安委員会規則第６号）

この規則は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則　（昭和60年12月27日公安委員会規則第14号）

この規則は、昭和61年１月１日から施行する。

附　則　（昭和62年４月１日公安委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成元年２月14日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則　（平成２年８月９日公安委員会規則第７号）

１　この規則は、平成２年９月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に第１種運転免許を受けている者で、当該第１種運転免許を受けていた期間（当該第１種運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して１年に達しないものについては、改正前の兵庫県道路交通法施行細則第１条第６号ア及び第19条第１項の規定は、なおその効力を有する。

附　則　（平成２年12月25日公安委員会規則第９号）

この規則は、平成３年１月１日から施行する。

附　則　（平成３年３月19日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則　（平成４年３月27日公安委員会規則第４号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則　（平成４年10月27日公安委員会規則第15号）

この規則は、平成４年11月１日から施行する。

附　則　（平成６年５月６日公安委員会規則第７号）

１　この規則は、平成６年５月10日から施行する。

２　この規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面とみなす。

附　則　（平成６年９月30日公安委員会規則第15号）

この規則は、平成６年10月１日から施行する。

附　則　（平成７年３月28日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（平成７年９月19日公安委員会規則第11号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に交付を受けた駐車禁止除外指定車標章は、その有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第２条第３項第３号の規定による駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章とみなす。

附　則　（平成８年８月20日公安委員会規則第７号）

１　この規則は、平成８年９月１日から実施する。

２　この規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面とみなす。

附　則　（平成10年３月31日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則　（平成10年９月３日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成10年10月１日から施行する。

附　則　（平成11年４月１日公安委員会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成11年７月21日公安委員会規則第５号）

この規則は、平成11年７月30日から施行する。

附　則　（平成11年10月29日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成11年11月１日から施行する。

附　則　（平成12年３月24日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第９条第８号の改正規定は、平成12年５月１日から施行する。

附　則　（平成12年３月31日公安委員会規則第７号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則　（平成12年７月28日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成13年３月８日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　（平成13年３月30日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に交付を受けた駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章及び駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章は、その有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第２条第４項第４号の規定による駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章及び同項第５号の規定による駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章とみなす。

附　則　（平成13年６月29日公安委員会規則第９号）

この規則は、平成13年７月１日から施行する。

附　則　（平成14年３月１日公安委員会規則第１号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則　（平成14年５月31日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成14年６月１日から施行する。

附　則　（平成15年６月27日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成15年７月１日から施行する。

附　則　（平成16年３月19日公安委員会規則第１号）

（施行期日）

1　この規則は、平成16年３月22日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行日前にこの規則による改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表第３の２に掲げる道路を通行した自動車についての新細則第６条の２の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

附　則　（平成16年３月30日公安委員会規則第５号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第17条の２の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成16年10月29日公安委員会規則第９号）

この規則は、平成16年11月１日から施行する。ただし、第１条、第12条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成17年１月７日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成17年１月11日から施行する。

附　則　（平成17年２月25日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成17年３月１日から施行する。

附　則　（平成17年３月29日公安委員会規則第９号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、別表第３の２県道の部宮津八鹿線の項改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（平成17年９月30日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成17年10月１日から施行する。

附　則　（平成17年10月21日公安委員会規則第15号）

この規則は、平成17年10月24日から施行する。ただし、別表第３の２の改正規定は、平成17年11月７日から施行する。

附　則　（平成18年２月10日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成18年３月20日から施行する。

附　則　（平成18年３月31日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則　（平成18年５月23日公安委員会規則第17号）

この規則は、平成18年６月１日から施行する。

附　則　（平成18年12月26日公安委員会規則第20号）

この規則は、平成19年１月４日から施行する。

附　則　（平成19年３月27日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　（平成19年５月29日公安委員会規則第９号）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年６月２日から施行する。

（経過措置）

2　緊急自動車・道路維持作業用自動車・指定証・届出確認証記載事項変更届、緊急自動車・道路維持作業用自動車・指定証・届出確認証再交付申請書、副安全運転管理者に関する届出

書、履歴書、安全運転管理者等講習受講申出書、指定旅客自動車運転教習施設の指定申請書、指定自動車教習所職員講習受講申出書、初心運転者講習受講申出書、初心運転者講習通知手数料納入書、更新時講習受講申出・手数料納入書（特定失効者用）、高齢者講習受講申出書、違反者講習受講申出・通知手数料納入書、特定任意講習受講申出書、任意高齢者講習受講申出書、取消処分者講習終了証書再交付申請書、取消処分者講習終了証書再交付報告書、高齢者講習終了証明書再交付申請書、特定任意講習終了証明書再交付申請書、任意高齢者講習終了証明書等再交付申請書、指定講習機関指定申請書、公示事項等の変更の届出について、講習業務規程認可申請書、講習業務規程変更認可申請書、講習の休廃止の許可申請書及び公示事項等変更届の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3　この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた届出、願い出、申請又は申出は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証、道路維持作業用自動車届出確認証、安全運転管理者証、副安全運転管理者証、教習修了証書、取消処分者講習修了証書、指定書、卒業検定合格証明、終了検定合格証明、運転経歴証明書、運転習熟指導員審査合格証及び認定書は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

附　則　（平成 19 年 6 月 12 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

1　この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章、駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章及び駐車許可車標章は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。

3　通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章交付申請書、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章、駐車許可申請書及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則　（平成 19 年 9 月 28 日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 20 年 3 月 28 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 20 年 7 月 1 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成 21 年 3 月 27 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　（平成21年５月29日公安委員会規則第７号）

この規則は、平成21年６月１日から施行する。

附　則　（平成21年６月19日公安委員会規則第９号）

この規則は、平成21年７月１日から施行する。

附　則　（平成22年３月26日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成22年４月19日から施行する。ただし、第２条第４項第３号の改正規定及び別表第３の２の改正規定は、同月１日から施行する。

附　則　（平成23年３月25日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則　（平成24年３月30日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　（平成24年７月６日公安委員会規則第６号）

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

附　則　（平成25年３月29日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年３月28日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年５月20日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成26年６月１日から施行する。

附　則　（平成26年12月16日公安委員会規則第９号）

この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第23号）の施行の日〔平成27年３月２日〕から施行する。

附　則　（平成27年３月19日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　（平成27年５月29日公安委員会規則第５号）

この規則は、平成27年６月１日から施行する。

附　則　（平成27年８月11日公安委員会規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成27年10月13日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成27年11月２日から施行する。

附　則　（平成28年３月25日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則　（平成28年３月29日公安委員会規則第６号抄）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　法附則第３条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則　（平成 28 年３月 31 日公安委員会規則第８号）

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 29 年２月 21 日公安委員会規則第１号）

（施行期日）

1　この規則は、平成 29 年３月 12 日から施行する。

（経過措置）

2　緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書、安全運転管理者に関する届出書、職務・運転経歴証明書、安全運転管理者等資格認定申請書、教習受講申請書、条件解除（変更）審査申請書、緊急自動車運転資格審査申請書、臨時適性検査申請書、運転経歴証明書交付・再交付・記載事項変更申請（届出）書、初心運転者講習受講申請書、初心運転者講習通知手数料納入書、高齢者講習受講申請書、任意高齢者講習受講申請書、取得時講習終了証明書再交付申請書、運転免許証等返納書及び運転免許取得者教育認定申請書の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3　この規則の施行の際現に道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）附則第９条の規定により、なお従前の例によることとされる臨時適性検査に係る改正前の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 102 条第６項及び第 107 条の４第１項に規定する通知並びに第 102 条第１項から第３項までに規定する検査を行う際の医師への依頼は、改正後の規則第 18 条第１項及び第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　改正後の道路交通法第 101 条第１項の更新期間が満了する日（同法第 101 条の２第１項の規定による申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日）における年齢が 70 歳以上の者であって当該日が道路交通法の一部を改正する法律の施行の日から起算して６月を経過した日前であるものに対して行う改正後の道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 37 条の６第２号及び第 37 条の６の２第１号に規定する講習に係る講習の申請及び講習の時間については、改正後の規則第１条第１項第４号セ及び第 19 条の２第２項第３号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定によりなされた申請（前記４に規定する申請を除く。）、届出、提出又は報告は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

6　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている運転習熟指導員審査合格証は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

附　則　（平成 29 年３月 31 日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 29 年９月５日公安委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成 30 年３月 23 日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 30 年 12 月 28 日公安委員会規則第７号）

この規則は、平成 31 年２月１日から施行する。

附　則　（平成 31 年３月 26 日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年６月 28 日公安委員会規則第２号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和元年７月 23 日公安委員会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第３の２の改正規定は、令和元年７月 31 日から施行する。

附　則　（令和元年 11 月 12 日公安委員会規則第４号）

（施行期日）

1　この規則は、令和元年 12 月 15 日から施行する。ただし、第１条、第 17 条の２、第 18 条の２及び様式第 41 号の３の改正規定は、同月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付を受けている禁止除外車標章は、その有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

3　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により受理している禁止除外車標章の交付に係る事務については、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている駐車許可車標章（次項の規定により交付を受けた駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。

5　改正前の規則に規定する駐車許可車標章及び運転経歴証明書交付再交付記載事項変更申請（届出）書の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間使用することができる。

附　則　（令和２年３月 23 日公安委員会規則第２号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年６月 30 日公安委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（令和２年 11 月 30 日公安委員会規則第 13 号）

（施行期日）

1　この規則は、令和２年 12 月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第２条の２第２項の規定によりなされた通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）の申請は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第２条の２第２項の規定によりなされたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている除外標章及び駐車許可車標章（附則第４項の規定により交付を受けた除外標章及び駐車許可車標章を含む。）

は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

4　除外標章、通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章交付申請書、駐車許可申請書及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則　（令和３年３月 16 日公安委員会規則第３号）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年３月 22 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　（令和３年３月 26 日公安委員会規則第４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年４月 16 日公安委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（令和３年 10 月 22 日公安委員会規則第 12 号）

この規則は、令和３年 11 月１日から施行する。

附　則　（令和３年 12 月 24 日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、令和４年１月４日から施行する。

附　則　（令和４年３月 29 日公安委員会規則第５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　（令和４年５月 13 日公安委員会規則第６号）

この規則は、令和４年５月 13 日から施行する。

附　則　（令和４年 12 月 27 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。

附　則　（令和５年３月 22 日公安委員会規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和５年６月 30 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。

3　除外標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則　（令和６年６月 28 日公安委員会規則第７号）

この規則は、令和６年７月１日から施行する。

附　則　（令和６年９月 20 日公安委員会規則第９号）

この規則は、令和６年９月 23 日から施行する。

附　則　（令和６年 10 月 29 日公安委員会規則第 12 号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年 11 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月 11 日公安委員会規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年３月 24 日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和７年６月10日公安委員会規則第９号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第２条の２第２項の規定によりなされた通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）の申請並びに第３条の２第３項の規定によりなされた駐車許可車標章の申請は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第２条の２第２項の規定及び第３条の２第３項の規定によりなされたものとみなす。

３　この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている除外標章及び駐車許可車標章（附則第４項の規定により交付を受けた除外標章及び駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

４　除外 標章及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

５　改正前の規則第３条の２第３項ただし書の規定による口頭での申告による駐車許可の申請及び第５項ただし書の規定による駐車許可車標章の交付については、令和７年11月30日までの間、なお従前の例によることができる。

別表第１（第１条関係）

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、川辺郡及び加古郡

別表第１の２（第１条関係）

兵庫県篠山警察署長　兵庫県丹波警察署長　兵庫県小野警察署長　兵庫県加東警察署長 兵庫県加西警察署長　兵庫県西脇警察署長　兵庫県姫路警察署長　兵庫県飾磨警察署長 兵庫県網干警察署長　兵庫県福崎警察署長　兵庫県たつの警察署長　兵庫県相生警察署長 兵庫県赤穂警察署長　兵庫県宍粟警察署長　兵庫県南但馬警察署長　兵庫県豊岡警察署長 兵庫県美方警察署長　兵庫県洲本警察署長　兵庫県淡路警察署長　兵庫県南あわじ警察署長

別表第１の３（第１条関係）

兵庫県相生警察署長　兵庫県赤穂警察署長　兵庫県宍粟警察署長　兵庫県洲本警察署長　兵庫県南あわじ警察署長

別表第１の４（第１条関係）

洲本市　相生市　赤穂市　南あわじ市　宍粟市　赤穂郡

別表第２（第２条関係）

１　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表示	
項目	品名
火薬類	(1)　アジ化鉛 (2)　ジアゾジニトロフェノール (3)　ジニトロレゾルシン鉛 (4)　テトラセン (5)　トリニトロレゾルシン鉛 (6)　その他火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に定める起爆薬
	(7)　ニトログリセリン (8)　ニトログリコール (9)　四硝酸ペンタエリスリット (10)　その他火薬類取締法に定める爆発の用途に供せられる硝酸エステル
	(11)　煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	(1)　ニトロメタン (2)　その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

２　毒物並びに劇物並びに毒物及び劇物以外の有毒性物質

表示	
項目	品名
毒物	(1)　塩化シアノゲン (2)　シアン化水素 (3)　四アルキル鉛 (4)　ホスゲン
劇物	クロルピクリン

毒物及び劇物以外の有毒性物質	(1)　二酸化窒素 (2)　その他これと同程度以上の毒性を有するもの

３　水又は空気と作用して発火性を有する物質

表示	
項目	品名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	(1)　塩化アセチレン (2)　ジアミドマグネシウム (3)　ジシラン (4)　臭化アセチレン (5)　樹脂酸コバルト (6)　テトラシラン (7)　トリシラン (8)　トリメチルほう素 (9)　二臭化ジルコニウム (10)　ペンタボラン (11)　ホスフィン (12)　シラン (13)　その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第３（第２条関係）

１　火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
火薬	(1)　黒色火薬 (2)　無煙火薬 (3)　その他火薬類取締法に定める火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10 キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	(1)　カーリット (2)　ダイナマイト (3)　硝安爆薬 (4)　テトリル (5)　トリニトロトルエン (6)　トリメチレントリニトロアミン (7)　ピクリン酸 (8)　その他火薬類取締法に定める爆薬		５キログラム以下	
火工品	(1)　工業雷管 (2)　電気雷管 (3)　信号雷管		100 個以下	
	(4)　導火管付き雷管		25 個以下	
	(5)　銃用雷管		10,000 個以下	
	(6)　実砲 (7)　空砲		1,000 個以下	

	(8)　導爆線		100 メートル以下	
	(9)　制御発破用コード		20 メートル以下	
	(10) 導火線		2,000 メートル以下	
	(11) 信号えん管 (12) 信号火せん		100 個以下	
	(13) その他火薬類取締法に定める火工品		その原料をなす火薬 10 キログラム又は爆薬５キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

２　高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	(1)　亜酸化窒素 (2)　アセチレン (3)　アンモニア (4)　エタン (5)　エチレン (6)　エチレンオキシド（酸化エチレン） (7)　塩化ビニル (8)　塩化メチル（クロルメチル） (9)　塩素 (10) 臭化メチル（ブロムメチル） (11) 水素 (12) 石油ガス (13) 天然ガス (14) トリメチルアミン (15) 二酸化硫黄（亜硫酸ガス） (16) ブタジエン (17) メチルエーテル (18) モノメチルアミン (19) 硫化水素 (20) 六フッ化硫黄 (21)　その他高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合はガス容積 60 立方メートル以下、液化ガスの場合は 600 キログラム以下とする。	120 リットル未満	高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。

	号）に定める可燃性ガス及び毒性ガス				
酸素	酸素				
不活性ガス	(1)　アルゴン (2)　空気 (3)　窒素 (4)　二酸化炭素 (5)　ネオン (6)　ヘリウム (7)　その他高圧ガス保安法に定める可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合はガス容積90立方メートル以下、液化ガスの場合は18,000リットル以下とする。	圧縮ガスの場合は120リットル未満、液化ガスの場合は18,000リットル以下とする。	

３　毒物及び劇物

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
毒物	(1)　フッ化水素 (2)　フッ化水素を含有する製剤 (3)　無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの (4)　その他毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める毒物で液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
劇物	(1)　アンモニアを含有する製剤（アンモニア10パーセント以下を含有するものを除く。） (2)　けいフッ化水素酸 (3)　ジメチル硫酸 (4)　臭素 (5)　ホルムアルデヒド（ホルムアルデヒド１パーセント以下を含有するものを除く。） (6)　その他毒物及び劇物取締法に定める劇物で液体状のもの。ただし、次に掲げるものを除く。			

	ア　水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 イ　ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4　消防法別表に掲げるもの

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	(1)　塩素酸塩類 (2)　過塩素酸塩類 (3)　無機過酸化物 (4)　亜塩素酸塩類 (5)　臭素酸塩類 (6)　硝酸塩類 (7)　よう素酸塩類 (8)　過マンガン酸塩類 (9)　重クロム酸塩類 (10)　その他危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条第1項に規定するもの (11)　前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体の場合は50キログラム未満、第二種酸化性固体の場合は300キログラム未満、第三種酸化性固体の場合は1,000キログラム未満とする。	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	(1)　硫化りん (2)　赤りん (3)　硫黄		100キログラム未満	
	(4)　鉄粉		500キログラム未満	
	(5)　金属粉 (6)　マグネシウム		第一種可燃性固体の場合は100キログラム未満、第二種可燃性固体の場合は500キログラム未満とする。	
	(7)　前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			
	(8)　引火性固体		1,000キログラム未満	
第三類・自然発火性物質及	(1)　カリウム (2)　ナトリウム (3)　アルキルアルミニウム (4)　アルキルリチウム		10キログラム未満	
	(5)　黄りん		20キログラム未満	

び禁水性物質	(6)　アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） (7)　アルカリ土類金属 (8)　有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） (9)　金属の水素化物 (10)　金属のりん化物 (11)　カルシウム又はアルミニウムの炭化物 (12)　その他危険物の規制に関する政令第１条第２項に規定するもの (13)　前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		第一種自然発火性物質及び禁水性物質の場合は10キログラム未満、第二種自然発火性物質及び禁水性物質の場合は50キログラム未満、第三種自然発火性物質及び禁水性物質の場合は300キログラム未満とする。	
第四類・引火性液体	(1)　特殊引火物		50リットル未満	
	(2)　第一石油類		非水溶性液体の場合は200リットル未満、水溶性液体の場合は400リットル未満とする。	
	(3)　アルコール類		400リットル未満	
	(4)　第二石油類		非水溶性液体の場合は1,000リットル未満、水溶性液体の場合は2,000リットル未満とする。	
第五類・自己反応性物質	(1)　有機過酸化物 (2)　硝酸エステル類 (3)　ニトロ化合物 (4)　ニトロソ化合物 (5)　アゾ化合物 (6)　ジアゾ化合物 (7)　ヒドラジンの誘導体 (8)　その他危険物の規制に関する政令第１条第３項に規定するもの (9)　前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		第一種自己反応性物質の場合は10キログラム未満、第二種自己反応性物質の場合は100キログラム未満とする。	
第六類・	(1)　過塩素酸 (2)　過酸化水素		300キログラム未満	

酸化性液体	(3)　硝酸 (4)　その他危険物の規制に関する政令第１条第４項に規定するもの (5)　前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			

５　腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	(1)　ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200 キログラム未満	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	(2)　塩化スルフリル		400 キログラム未満	

６　マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 キログラム以下	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。

注　１　「品名」欄に掲げる物質は、別表第２に掲げる物質を含まないものとする。

２　１から４までの表の「品名」欄に掲げる物質で、同表の「品名」欄に掲げる物質が２以上に重複するものについては、「積載数量」欄の単位の数量が少ないものに含まれるものとする。

３　「品名」欄に掲げる品名の異なる危険物を同時に運搬するときの数量は、品名ごとの危険物の運搬しようとする数量をそれぞれ当該品名に定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。

４　「車両の種類」欄は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条に規定するところによる。

別表第３の２（第６条の２関係）

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道	中央自動車道（西宮線）	尼崎市から西宮市まで
	近畿自動車道（敦賀線）	川西市から丹波市まで
	近畿自動車道（名古屋神戸線）	川西市から神戸市まで
	中国縦貫自動車道	川西市から佐用郡佐用町まで
	山陽自動車道	川西市から赤穂市まで

	（吹田山口線）	
	中国横断自動車道（姫路鳥取線）	たつの市揖西町土師から宍粟市山崎町高下字下河原まで
		佐用郡佐用町口長谷から同町東中山字堂屋敷まで
一般国道	２号	尼崎市梶ケ島 19 番から神戸市西区玉津町小山字走り田 237 番１まで
		神戸市中央区浜辺通２丁目５番３から同区東川崎町２丁目 64 番まで
		神戸市須磨区月見山町３丁目 22 番２から赤穂郡上郡町梨ケ原字西坂 1147 番 21 まで
		神戸市垂水区小東山町 868 番 739 から同市西区伊川谷町別府字辻ケ内 1745 番 62 まで
		神戸市垂水区名谷町字入野 697 番２の 24 から同市西区伊川谷町井吹字苗代 243 番４まで
		明石市立石１丁目６番１から同市魚住町清水字阿佛 2130 番１まで
		高砂市阿弥陀町魚橋字茶屋前 499 番１から姫路市市川橋通２丁目 40 番まで
	28 号	神戸市長田区北町１丁目 39 番地先から同区梅ケ香町２丁目 57 番地先まで
		明石市大蔵八幡町 140 番１から同市中崎町２丁目 95 番１まで
		淡路市岩屋字片濱 1414 番３から南あわじ市福良字築地町甲 1530 番 11 まで
		淡路市岩屋字鵜崎 2942 番から同市岩屋字白塚 473 番１まで
		神戸市西区見津が丘４丁目１番４から南あわじ市福良まで
	29 号	姫路市太市中字境谷 908 番１から宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷国有林内まで
		姫路市相野字細矢 939 番 93 から姫路市林田町下伊勢字上ノ段 418 番 128 まで
	43 号	尼崎市東本町１丁目７番４から神戸市灘区岩屋南町３番まで
	171 号	伊丹市下河原２丁目 13 番 11 から西宮市和上町 10 番まで
		伊丹市北伊丹９丁目 48 番から同市北伊丹９丁目 135 番１まで
	173 号	川西市鼓が滝１丁目１番 16 から同市長尾町１番 25 まで
	174 号	神戸市中央区新港町 72 番から同区浜辺通８丁目８番３まで

	175 号	神戸市西区玉津町小山字走り田 237 番１から丹波市氷上町横田字茶屋ノ下 672 番２まで
		神戸市西区神出町田井字寄山 2150 番１から同区神出町北字道ノ下 44 番２まで
		神戸市西区神出町宝勢字坊主谷 521 番 10 から同区神出町田井字大□1960 番まで
		神戸市西区神出町北字道ノ下 38 番から同区小東野字廣澤 53 番 173 まで
		西脇市寺内字天神 516 番１から同市黒田庄町大門字北谷 405 番７まで
	176 号	丹波市氷上町横田字下中ら堂 627 番１から同市柏原町柏原字六反田 2910 番２まで
		三田市福島字家成 474 番 13 から宝塚市小浜２丁目 81 番１まで
		宝塚市安倉西１丁目 1830 番２から川西市加茂５丁目 46 番１まで
		川西市栄根２丁目６番５から同市小戸２丁目 318 番４まで
		西宮市名塩３丁目 836 番１から同市塩瀬町名塩字土林 2198 番１まで
		川西市加茂６丁目 13 番 10 から同市加茂６丁目 199 番１まで
	179 号	揖保郡太子町山田字池田 348 番１から同町鵤字早溝 1378 番１まで
		たつの市誉田町福田字壱町田 180 番１から同市龍野町富永字溝間 175 番１まで
		たつの市龍野町北龍野字中スカ 213 番１から佐用郡佐用町西大畠字王子谷 2210 番 39 まで
	250 号	明石市小久保２丁目１番 21 から高砂市荒井町小松原４丁目 32 番１
		姫路市飾磨区妻鹿東海町２番から同市網干区浜田字南用坪 223 番５まで
		姫路市白浜町字北浜丙 482 番７から同市飾磨区中島３丁「目 169 番まで
		相生市旭１丁目 5368 番 229 から赤穂市坂越字砂山 1748 番１まで
	312 号	豊岡市日高町江原字新町６番１から同市日高町岩中字荒田 672 番３まで
		豊岡市日高町土居字田中 387 番１から養父市八鹿町上小田字家ノ下 564 番１まで
		朝来市和田山町玉置字一本柳 1082 番から神崎郡神河町大山字後口谷 1173 番５まで

		神崎郡神河町粟賀町字発田 378 番３から同町福本字中茶屋 656 番１まで
		神崎郡福崎町高橋字佐本 626 番２から姫路市市川橋通２丁目 24 番１まで
		姫路市御国野町国分寺字天加 549 番１から同市継字住吉前 608 番１まで
		朝来市和田山町加都字宮ケ田 833 番１から姫路市的形町的形字大島 4168 番１まで
	372 号	加東市社字坂ノ下 906 番１から同市社字宮ノ下 1142 番２まで
		加東市河高字小谷 2599 番１から同市高岡字順礼道北宮東 592 番１まで
		加西市東笠原町字上沢 332 番１から同市三口町字市場 1166 番１まで
		姫路市花田町上原田字裏垣内 218 番１から同市野里字川田 107 番３まで
	427 号	西脇市上戸田字元城野 206 番 38 から同市上野字西谷 187 番４まで
	428 号	神戸市中央区多聞通５丁目４番１から同市北区山田町下谷上字皆森 18 番１まで
	429 号	朝来市八代字中山 51 番２から同市山口字出外 266 番１まで
	477 号	川西市黒川字白柏１番４から同市黒川字口滝谷１番５まで
		川西市東畦野字長尾２番 85 から同市長尾町１番 25 まで
	483 号	豊岡市戸牧字イチゴ谷 992 番７から丹波市春日町七日市 754 番３まで
県道	宮津養父線	養父市八鹿町上小田字家ノ下 564 番１から同市藪崎字曇越へ 858 番まで
	姫路上郡線	姫路市飾西字池ノ下１番１から同市飾西字古池 748 番２まで
		たつの市龍野町日飼字村前 360 番 14 から同市龍野町北龍野字中スカ 213 番１まで
	加美宍粟線	神崎郡神河町岩屋字平石 661 番２から同町粟賀町字発田 378 番３まで
		神崎郡神河町福本字中茶屋 663 番１から同町加納字堂ノ前 356 番４まで
	尼崎池田線	尼崎市東難波町５丁目 466 番２から川西市小花１丁目 255 番１まで
		尼崎市尾浜町３丁目 304 番から同市名神町１丁目 143 番まで

		尼崎市名神町１丁目 143 番から同市南塚口町４丁目１番４まで
	神戸三田線	神戸市北区山田町下谷上字皆森 21 番９から同区道場町日下部 109 番４まで
	明石神戸宝塚線	神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 743 番から同区伊川谷町布施畑字上ノ山 393 番３まで
	西脇三田線	西脇市上野字西谷 187 番４から加東市上中字平間 65 番１まで
	加古川小野線	加古川市加古川町河原字松の内 173 番１から加東市東古瀬字正前 135 番４まで
	神戸明石線	神戸市須磨区大田町２丁目７番から同区離宮西町１丁目２番３まで
		神戸市西区伊川谷町有瀬字峪ノ谷 620 番６から同区枝吉３丁目 131 番まで
		明石市旭が丘 427 番から同市松の内２丁目９番 11 まで
	神戸三木線	神戸市西区伊川谷町布施畑字野々谷 43 番から同区押部谷町木見 832 番 11 まで
	三木宍粟線	小野市樫山町字向山 1456 番 137 から同市市場町字庄司口 720 番１まで
		加西市北条町西高室字丸山ノ下 304 番１から同市北条町東南字矢ノ原 87 番１まで
	多可北条線	加西市別所町字茶屋ノ元 530 番３から同市北条町東南字岩ケ鼻 84 番６まで
	太子御津線	揖保郡太子町鵤字石田 1379 番２から姫路市網干区新在家字三ツ石 1409 番１まで
	網干たつの線	揖保郡太子町吉福字西川原 256 番からたつの市揖保町門前字蔵ノ久保 111 番１まで
	西脇八千代市川線	西脇市野村町字長井 431 番１から同市平野町字湯谷 605 番１まで
	三木三田線	三木市志染町御坂字南大原 547 番から同市志染町戸田字十力 303 番１まで
	大阪伊丹線	尼崎市次屋１丁目 218 番から同市若王寺３丁目 158 番３まで
	尼崎宝塚線	尼崎市大島１丁目１番から宝塚市小浜２丁目 74 番１まで
	高砂北条線	高砂市荒井町扇町 455 番６から加西市三口町字市場 1165 番１まで
		加西市三口町字善防 1252 番から同市北条町西高室字丸山ノ下 304 番１まで
	加古川北インター線	加古川市志方町大澤字観音堂 790 番１から同市志方町大澤字中谷 826 番１まで

	小部明石線	神戸市西区見津が丘３丁目１番４から同区櫨谷町福谷 747 番１まで
	西脇停車場線	西脇市西脇字セジアン 951 番から同市上野字芝添 352 番１まで
	尼崎港線	尼崎市東海岸町１番 119 から同市西本町３丁目 71 番２まで
		尼崎市東海岸町１番 119 から同市東海岸町１番６まで
		尼崎市西本町１丁目 11 番から同市昭和通３丁目 96 番まで
	相生停車場線	相生市垣内町 1313 番２から同市旭１丁目 5368 番 229 まで
	神戸加古川姫路線	神戸市須磨区東須磨字月見山から同区多井畑字池ノ奥上５番１地先まで
		神戸市垂水区名谷町字横尾 1852 番３から同区名谷町字横尾 2035 番 14 まで
		神戸市須磨区弥栄台２丁目２番１から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山 391 番１まで
		神戸市須磨区弥栄台２丁目 12 番１地先から同市西区学園東町９丁目５番５地先まで
		神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 742 番１から同区室谷１丁目６番６まで
		神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 743 番から同区神出町田井 1161 番まで
		神戸市西区神出町田井字布池ノ下 256 番２から同区神出町紫合字中岡まで
		加古郡稲美町野谷字東岡 619 番 29 から同町加古字上新田東 1656 番１まで
	大谷鮎原神代線	淡路市大谷 948 番 11 から同市木曽下 1581 番まで
	養父朝来線	養父市稲津畑字城ノ下 19 番から朝来市八代字中山 51 番２まで
	小野藍本線	小野市浄谷町字帝釋前 2984 番１から同市曽根町字タキガハナ 166 番７まで
	大沢西宮線	神戸市北区八多町吉尾 305 番２から西宮市山口町下山口１丁目 96 番まで
		西宮市山口町上山口１丁目 799 番２から同市山口町中野字下奥畑 61 番１まで
	宗佐土山線	加古川市八幡町野村字大土手 303 番から加古郡稲美町加古字上新田東 1657 番まで
	神戸加東線	三木市志染町御坂字南大原 566 番２から同市志染町御坂字法鑑 753 番 92 まで

	三田西インター線	三田市テクノパーク 14 番２から同市上井沢字東奥田 135 番３まで
	竜野西インター線	たつの市揖西町土師 974 番 23 から同町小畑 489 番 16 まで
	灘三田線	神戸市北区有野町有野 3764 番２から同区長尾町上津 3525 番３まで
	物部養父線	朝来市和田山町玉置字前田 662 番２から養父市上藪崎大藪字千石 1087 番まで
	たつの相生線	たつの市揖西町土師 384 番２から同市揖保川町大門２番３まで
		相生市池之内字家ノ下 488 番２から同市垣内町 1313 番２まで
		相生市池之内字家ノ下 488 番２から同市大石町 737 番 12 まで
	松帆八木線	南あわじ市八木野原字山道 224 番１から同市八木養宜上字菱池 1029 番 50 まで
	網干停車場新舞子線	揖保郡太子町沖代字前田 47 番１から同町沖代字竹ノ内 84 番１まで
	黒石三田線	三田市上井沢字東奥田 135 番３から同市西野上字下通り３番１まで
	下滝野市川線	加東市下滝野字古屋敷 628 番１から同市下滝野１丁目 111 番まで
		加西市満久町字中野 178 番１から同市上野町字高橋 526 番２まで
	尼崎停車場西川線	尼崎市常光寺１丁目１番から同市浜１丁目 74 番２まで
	尼崎港崇徳院線	尼崎市末広町１丁目２番１から同市大島１丁目１番まで
	二見港土山線	明石市二見町西二見字西溝 1323 番１から同市魚住町清水字井桶田 2156 番１まで
		明石市二見町南二見７番３から同市二見町西二見字イヤノ上 1249 番１まで
	金浦和田山線	朝来市和田山町玉置字前田 662 番２から同市和田山町玉置字一本柳 1071 番２まで
	黒田庄多井田線	西脇市野村町字長井 431 番１から同市高松町字北垣内 565 番１まで
	平木南山線	加東市南山２丁目１番 16 から同市南山１丁目３番１まで
	高田久々知線	尼崎市若王寺３丁目 158 番３から同市神崎町 55 番 13 まで
	甲子園尼崎線	尼崎市元浜町５丁目１番から同市道意町 32 番２まで

	市場多井田線	加東市河高字小谷 2599 番１から同市下滝野１丁目 111 番まで
	大和北条停車場線	加西市鴨谷町字谷田 655 番２から同市北条町横尾字池田 293 番４まで
	高岡北条線	加東市高岡字順礼道北宮東 592 番１から加西市玉野町字彦三 244 番１まで
	野村明石線	加古川市八幡町野村字大土手 303 番から同市八幡町野村字石原 618 番まで
		神戸市西区平野町印路 2618 番地先から同区玉津町出合 103 まで
	本荘平岡線	加古郡播磨町本荘字橋向 187 番６から同町野添字古谷西 465 番２まで
	曽根魚橋線	高砂市曽根町字松陽 708 番２から同市阿弥陀町阿弥陀字蓮池 1212 番まで
	花田御着停車場線	姫路市花田町上原田字長戸手 307 番３から同市御国野町国分寺字天加 552 番１まで
	大塩別所線	姫路市別所町佐土字関ヶ端 1220 番２から同市別所町佐土字中出口 587 番２まで
	白浜姫路停車場線	姫路市白浜町字岩本新開甲 752 番１から同市飾磨区妻鹿東海町５番まで
	広畑青山線	姫路市広畑区西蒲田字夢前川 1400 番 100 から同市青山３丁目 724 番１まで
	上太田鵤線	揖保郡太子町佐用岡字東ノ口 377 番１から同町東保字東川 325 番１まで
	東觜崎網干停車場線	たつの市龍野町日飼字姫路道ノ下 375 番１から同市龍野町富永字村後 13 番１まで
	明神安乎線	淡路市木曽下 227 番１から同市木曽下 225 番まで
	長坂垂水線	神戸市垂水区小東山６丁目 30 番から同区名谷町字堂山 1902 番 118 まで
		神戸市垂水区名谷町字室山 1400 番１から同区名谷町字北野 1926 番２まで
		神戸市垂水区名谷町字横尾 1852 番３から同区平磯１丁目 132 番４まで
	摩耶埠頭線	神戸市灘区灘浜町１番から同区味泥町 73 番まで
	姫路木材港線	姫路市網干区興浜字西沖 2097 番１から同区浜田字南用坪 223 番５まで
	三木環状線	三木市別所町小林字仕負谷 862 番から同市別所町小林字入道ヶ鼻 193 番１まで
	志染土山線	加古郡稲美町野谷字南岡 165 番から明石市魚住町清水字井桶田 2149 番２まで
	東播磨港線	加古郡播磨町新島 12 番から同町本荘字橋向 184 番４まで

	飾磨港線	姫路市飾磨区中島字宝来 3057 番１から同市飾磨区中島字流田 1139 番 29 まで
	国分寺白浜線	姫路市継字住吉前 608 番１から同市白浜町字北浜丙 482 番７まで
	東古瀬穂積線	加東市中古瀬字経塚 130 番から同市松尾字北角 547 番１まで
		加東市社字宮ノ下 1146 番２から同市上中字平間 70 番まで
	芦屋鳴尾浜線	芦屋市潮見町 13 番 52 から西宮市鳴尾浜１丁目 20 番 23 まで
	玉野倉谷線	加西市玉野町字彦三 243 番３から同市東笠原町字上沢 332 番１まで
	三田西インター吉川線	三田市テクノパーク５番１から同市テクノパーク 12 番３まで
	姫路新宮線	姫路市青山１丁目 724 番３から同市飾西字池ノ下１番１まで
		姫路市飾西字古池 748 番２から同市相野字細矢 939 番１まで
	門前鵤線	揖保郡太子町鵤字早溝 1378 番１からたつの市揖保町門前字菊田 40 番１まで
	伊丹池田線	伊丹市下河原１丁目 303 番 14 から同市下河原１丁目 303 番１まで
	有馬山口線	西宮市山口町中野３丁目 87 番から同市山口町中野字下奥畑 61 番１まで
	高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内字猪名川向側 829 番５地先から同市戸ノ内字猪名川向側 829 番４地先まで
		伊丹市小阪田字神畑９番３から同市小阪田字神畑９番２まで
		伊丹市小阪田字都賀元 86 番２から同市下河原字上ノ河原 303 番 23 まで
		川西市小花２丁目 686 番１地先から同市小戸３丁目 211 番４地先まで
	高速大阪西宮線	尼崎市東本町１丁目 71 番４から西宮市今津水波町地先まで
	高速神戸西宮線	西宮市今津水波町地先から神戸市須磨区月見山町３丁目 22 番２まで
	高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東１丁目１番 39 から尼崎市東海岸町１番 38 地先まで
	高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和字美ノ淵 167 番３から西宮市山口町下山口字畑山 1650 番 23
市道（神戸市）	神戸六甲線	神戸市東灘区御影塚町２丁目 268 番から同市灘区記田町４丁目４番３まで

	梅ケ香浜辺脇の浜線	神戸市中央区浜辺通４丁目 305 番から同区脇浜町３丁目 359 番まで
	西出高松前池線	神戸市兵庫区七宮町２丁目３番２地先から同市須磨区大田町３丁目１番地先まで
	深江駅前線	神戸市東灘区深江南町４丁目 12 番から同区深江南町４丁目 40 番まで
	本庄本山線	神戸市東灘区深江南町４丁目 12 番地先から同区本山南町６丁目１番地先まで
	深江浜町１号線	神戸市東灘区深江南町４丁目１番１地先から同区深江浜町 37 番地先まで
	深江浜町２号線	神戸市東灘区深江浜町 62 番１地先から同区深江浜町９番１地先まで
	深江浜町３号線	神戸市東灘区深江浜町 37 番地先から同区深江浜町 33 番地先まで
	深江浜町４号線	神戸市東灘区深江浜町 33 番地先から同区深江浜町 32 番１地先まで
	深江浜町５号線	神戸市東灘区深江浜町 153 番から同区深江浜町 126 番の１まで
	深江浜町８号線	神戸市東灘区深江浜町 36 番２地先から同区深江浜町 32 番１地先まで
	魚崎幹線	神戸市東灘区魚崎南町１丁目 643 番１から同区魚崎南町２丁目 699 番まで
	魚崎浜町１号線	神戸市東灘区魚崎南町３丁目 1068 番から同区魚崎浜町 27 番５まで
	魚崎浜町２号線	神戸市東灘区魚崎浜町 43 番１地先から同区魚崎浜町 36 番１地先まで
	魚崎浜町６号線	神戸市東灘区魚崎南町１丁目 843 番から同区魚崎浜町 43 番２まで
	魚崎浜町７号線	神戸市東灘区魚崎浜町 36 番１地先から同区魚崎浜町 37 番地先まで
	東御影線	神戸市東灘区住吉南町４丁目 928 番から同区御影本町１丁目 13 番まで
	御影浜町２号線	神戸市東灘区御影本町１丁目 173 番 25 から同区御影浜町１番９まで
	弓場線	神戸市東灘区御影本町３丁目 90 番から同区御影本町５丁目 160 番まで
	高羽線	神戸市東灘区御影塚町１丁目 37 番２から同区御影塚町３丁目 55 番まで
	灘浜住吉川線	神戸市灘区新在家南町５丁目 52 番から同市東灘区魚崎西町１丁目 399 番５まで
	住吉川浜魚崎線	神戸市東灘区魚崎南町３丁目 740 番２から同市東灘区魚崎西町１丁目 399 番５まで

	西灘浜手10号線	神戸市灘区大石南町１丁目11番から同区味泥町64番まで
	生田川右岸線	神戸市中央区磯上通１丁目301番地先から同区生田町２丁目314番地先まで
	京橋線	神戸市中央区新港町17番から同区新港町71番まで
	生田川箕谷線	神戸市中央区吾妻通６丁目434番から同市北区山田町下谷上字池の内10番１まで
	灘浜脇浜線	神戸市中央区浜辺通１丁目９番から同区小野浜町301番まで
	生田川鵯線	神戸市中央区生田町２丁目314番から同市北区山田町下谷上字中一里山15番まで
		神戸市中央区葺合町下城山２番１から同市兵庫区平野町天王谷字西服山354番24まで
	夢野白川線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山15番から同市須磨区白川台２丁目37番１まで
	湊町線	神戸市中央区中町通３丁目２番３から同区相生町５丁目69番６まで
		神戸市兵庫区七宮町２丁目３番２地先から同区七宮町２丁目３番２地先まで
	兵庫駅鷹取線	神戸市兵庫区駅前通４丁目２番８から同市長田区菅原通４丁目202番３まで
	遠矢浜町１号線	神戸市兵庫区浜山通４丁目１番から同区遠矢浜町14番まで
	新町線	神戸市長田区東尻池新町19番から同区東尻池町３丁目18番まで
	苅藻３号線	神戸市長田区苅藻通７丁目56番から同区浜添通８丁目７番まで
	白川伊川谷線	神戸市須磨区白川台２丁目37番１から同区弥栄台２丁目２番１まで
	妙法寺川左岸線	神戸市須磨区大池町５丁目１番から同区大池町５丁目11番まで
	多井畑名谷線	神戸市垂水区名谷町字横尾1793番２から同区名谷町字大谷1927番１まで
	弥栄台１号線	神戸市須磨区弥栄台３丁目19番から同区弥栄台１丁目13番３まで
	鷹取駅下中島線	神戸市須磨区大池町５丁目１番から同区大池町５丁目１番まで
	西神１号線	神戸市西区平野町字向井174番14から同区高塚台１丁目10番まで
	西神３号線	神戸市西区高塚台５丁目５番１から同区高塚台７丁目９番まで

	高塚台１号線	神戸市西区高塚台１丁目５番９から同区高塚台５丁目４番３まで
	高塚台２号線	神戸市西区高塚台４丁目４番４から同区高塚台５丁目１番１まで
	高塚台３号線	神戸市西区高塚台４丁目３番５から同区高塚台１丁目１番１まで
	高塚台５号線	神戸市西区高塚台２丁目１番２から同区高塚台１丁目５番８まで
	高塚台６号線	神戸市西区高塚台３丁目２番２から同区高塚台２丁目８番１まで
	高塚台７号線	神戸市西区高塚台３丁目１番 35 から同区高塚台３丁目１番４まで
	高塚台８号線	神戸市西区高塚台３丁目１番３から同区高塚台３丁目２番４まで
	高塚台９号線	神戸市西区高塚台２丁目 12 番から同区高塚台２丁目８番２まで
	高塚台 10 号線	神戸市西区高塚台２丁目１番６から同区高塚台２丁目 15 番まで
	高塚台 11 号線	神戸市西区高塚台６丁目４番１から同区高塚台６丁目１番２まで
	高塚台 12 号線	神戸市西区高塚台７丁目３番から同区高塚台７丁目１番１まで
	有野八多線	神戸市北区有野町有野字五社 679 番１から同区八多町柳谷字上十五谷まで
	北神中央線	神戸市北区八多町柳谷字上十五谷から同区藤原台北町４丁目 27 番１まで
	室谷２号線	神戸市西区室谷１丁目６番１から同区室谷１丁目５番３まで
		神戸市西区室谷１丁目４番２地先から同区室谷１丁目３番２地先まで
	室谷４号線	神戸市西区室谷１丁目４番２地先から同区室谷１丁目２番５地先まで
	室谷６号線	神戸市西区室谷１丁目５番１地先から同区室谷１丁目４番２地先まで
	室谷７号線	神戸市西区室谷１丁目６番１から同区室谷１丁目３番６まで
	有野藤原線	神戸市北区有野町有野字東ヶ辻 4418 番 51 から同区藤原台中町１丁目４番まで
	西下木津線	神戸市西区見津が丘３丁目 18 番から同区見津が丘４丁目 11 番まで
	見津が丘環状線	神戸市西区見津が丘１丁目７番４から同区見津が丘３丁目３番８まで

	永井前開線	神戸市西区室谷２丁目７番２地先から同区室谷１丁目４番１地先まで
	明石国包線	神戸市西区枝吉２丁目 96 番地先から同区平野町中津字重長 882 番１地先まで
	玉津鳥羽線	神戸市西区枝吉１丁目 14 番１地先から同区枝吉２丁目 124 番地先まで
	野田外浜線	神戸市長田区野田町８丁目 11 番地先から同市須磨区若宮町１丁目１番地先まで
	藤原台中町 43 号線	神戸市北区藤原台中町５丁目４番１地先から同区藤原台中町５丁目３番１地先まで
	神戸二見線	神戸市西区平野町印路 2618 番地先から同区岩岡町岩岡 922 番地先まで
	高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町字入野 698 番地先から同区下畑町字松山 1775 番 43 地先まで
	高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃字畑山地先から同区有野町有野字奥沢地先まで
	高速道路２号線	神戸市長田区西尻池町５丁目２番から同市須磨区白川字幸徳 832 番６まで
市道（姫路市）	幹第６号線	姫路市飾磨区野田町 134 番から同区中島字真鶴上 1191 番７まで
	幹第 23 号線	姫路市中地 1024 番から同市構 373 番まで
	幹第 44 号線	姫路市余部区上余部 565 番１から同区上余部 228 番１まで
	幹第 51 号線	姫路市余部区下余部 339 番１から同区上余部 565 番１まで
	幹第 54 号線	姫路市木場十八反町 16 番から同市木場十八反町 14 番まで
	幹第 55 号線	姫路市木場前七反町 39 番から同市木場前中町 17 番２まで
	幹第 61 号線	姫路市網干区浜田 211 番１から同市余部区下余部 339 番１まで
	幹第 68 号線	姫路市別所町別所 1934 番から同町別所 1904 番まで
	幹第 69 号線	姫路市飾磨区中島 2918 番３から同区中島 2689 番６まで
	幹第 75 号線	姫路市飾磨区中島 2705 番１から同区中島 311 番１まで
	別所 86 号線	姫路市別所町別所 961 番１から同町北宿 1409 番まで
	花田 76 号線	姫路市花田町一本松 118 番１から同町上原田 14 番１まで
	飾磨 115 号線	姫路市飾磨区中島 2919 番 11 から同区中島 2935 番３まで

	広畑 60 号線	姫路市広畑区大町２丁目 14 番から同区大町２丁目 56 番４まで
	網干 251 号線	姫路市網干区浜田 1250 番 20 から同区浜田 1287 番９まで
市道（尼崎市）	道意線	尼崎市道意町６丁目 32 番２から同市道意町６丁目１番 33 まで
	中島東高洲線	尼崎市東高洲町４番１から同市南初島町 17 番１まで
	大高洲線	尼崎市大高洲町２番から同市大高洲町１番１まで
	東海岸町線の１	尼崎市東海岸町１番 36 から同市東海岸町１番 108 まで
	大庄区画第 23 号線	尼崎市中浜町 25 番４から同市大浜町１丁目 23 番２まで
	杭瀬第 10 号線	尼崎市常光寺３丁目 62 番から同市杭瀬本町１丁目 48 番７まで
	常光寺区画第１号線	尼崎市常光寺１丁目 217 番から同市常光寺１丁目２番まで
	尼崎豊中線	尼崎市浜１丁目 95 番から同市次屋１丁目 218 番まで
	小園区画第 11 号線	尼崎市次屋３丁目 119 番から同市次屋３丁目 121 番まで
市道（明石市）	大久保 56 号線	明石市大久保町八木 743 番 53 から同市大久保町大久保町 165 番 58 まで
	南二見１号線	明石市二見町南二見６番地先から同市二見町南二見 24 番まで
	南二見３号線	明石市二見町南二見９―１番地先から同市二見町南二見 14―１番地先まで
	南二見 18 号線	明石市二見町南二見 25 番１から同市二見町南二見１番 28 まで
市道（西宮市）	幹第５号線	西宮市高須町２丁目 33 番４から同市鳴尾町１丁目 33 番まで
	幹第７号線	西宮市甲子園高潮町 67 番１から同市中島町 153 番１まで
	幹第 17 号線	西宮市本町 60 番１から同市鞍掛町 80 番まで
	西第 402 号線	西宮市津門飯田町 69 番１から同市津門飯田町 36 番１まで
	西第 1216 号線	西宮市西宮浜２丁目 33 番から同市西宮浜２丁目 32 番２まで
	山第 88 号線	西宮市山口町阪神流通センター１丁目 47 番から同市山口町下山口字西山 1318 番１まで
	山第 90 号線	西宮市山口町阪神流通センター１丁目 114 番から同市山口町阪神流通センター１丁目 90 番まで

	山第 91 号線	西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷 1296 番２から同市山口町阪神流通センター１丁目 110 番まで
	山第 92 号線	西宮市山口町阪神流通センター２丁目 18 番から同市山口町阪神流通センター１丁目 114 番まで
		西宮市山口町上山口 798 番１から同市山口町阪神流通センター１丁目 81 番１まで
	山第 93 号線	西宮市山口町阪神流通センター１丁目 114 番から同市山口町阪神流通センター１丁目 110 番まで
	山第 96 号線	西宮市山口町阪神流通センター１丁目 14 番から同市山口町阪神流通センター１丁目 25 番まで
市道（伊丹市）	昆陽北伊丹線	伊丹市北伊丹５丁目 22 番１から同市北伊丹５丁目 16 番まで
	北伊丹東有岡線	伊丹市北伊丹９丁目 82 番２から同市北伊丹５丁目 16 番まで
	東久代北伊丹 7001 号線	川西市東久代１丁目 407 番１から伊丹市北伊丹９丁目 82 番２まで
	下河原 8105 号線	伊丹市下河原１丁目 279 番２から同市下河原１丁目 305 番２まで
市道（たつの市）	北山長尾線	たつの市揖西町小畑 489 番 15 から同町小畑 489 番 39 まで
	小畑３号線	たつの市揖西町小畑 489 番 38 から同町小畑 489 番 39 まで
市道（西脇市）	平野２号線	西脇市平野町字湯谷 605 番１から同市平野町字平見 522 番 56 まで
市道（三木市）	小林南線	三木市別所町小林字仕負谷 862 番から同市別所町小林字仕負谷 805 番まで
	小林中線	三木市別所町小林字ロハメ谷 481 番１から同市別所町小林字ロハメ谷 559 番１まで
	情報公園都市中央幹線	三木市志染町戸田字十力 303 番１から同市志染町戸田字中尾 1838 番 296 まで
	情報公園都市南１号線	三木市志染町戸田字中尾 1838 番 235 から同市志染町戸田字中尾 1838 番 235 まで
	情報公園都市南３号線	三木市志染町戸田字中尾 1838 番 296 から同市志染町戸田字中尾 1872 番 98 まで
市道（高砂市）	松陽幹線道路	高砂市梅井３丁目 342 番１から同市曽根町字松陽 797 番まで
	伊保２号線	高砂市梅井５丁目 275 番２から同市梅井５丁目 212 番 30 まで
	沖浜・荒井幹線	高砂市荒井町新浜２丁目 2772 番から同市荒井町紙町 401－１番まで
市道（川西市）	15 号	川西市小花２丁目 123 番４から同市小花２丁目 101 番１まで

	16 号	川西市東久代１丁目 463 番１から同市東久代１丁目 465 番まで
市道（三田市）	北摂中央３号線	三田市福島字家成 477 番１から同市西野上字下通り９番３まで
	須丸線	三田市テクノパーク８番６地先から同市テクノパーク 28 番地先まで
	第二テクノパーク１号線	三田市テクノパーク 28 番地先から同市テクノパーク 31 番地先まで
市道（加西市）	鴨谷別所線	加西市鴨谷町字谷田 654 番１から同市別所町字池ノ内 249 番まで
市道（南あわじ市）	三原川堤防線	南あわじ市市円行寺 531 番７から同市榎列松田外８番３まで
市道（加東市）	インターパーク補幹１号線	加東市南山６丁目３番９から同市南山６丁目３番 10 まで
	インターパーク補幹２号線	加東市南山６丁目８番６から同市南山６丁目５番８まで
	中央道線	加東市南山６丁目６番７から同市南山６丁目８番６まで
町道（福崎町）	工業団地１号線	神崎郡福崎町高橋 556 番１から同町高橋 290 番 28 まで
	西谷高橋線	神崎郡福崎町高橋 630 番２から同町高橋 556 番１まで
	工業団地２号線	神崎郡福崎町高橋 290 番 34 東側地先から同町高橋 290 番 34 西側地先まで
町道（太子町）	丸山線	揖保郡太子町松尾字秋定 366 番１から同町佐用岡字東ノ口 377 番１まで
	11003 号沖代線	揖保郡太子町沖代 42 番１から同町沖代 46 番１まで
	21003 号揖保線	揖保郡太子町沖代 84 番６から同町吉福 256 番まで
港湾管理者の管理する道路		神戸港に係る港湾管理者の管理する区間（神戸市中央区港島３丁目２番１から同区港島２丁目７番までを除く。）
		尼崎西宮芦屋港に係る港湾管理者の管理する区間
	高砂西臨港線	高砂市高砂町沖浜町 872 番３地先から同市高砂町沖浜町 883 番 15 地先まで
	姫路木材港線	姫路市網干区興浜 992 番１地先から同市網干区浜田 1612 番１地先まで
	広畑線	姫路市広畑区大町２丁目 56 番４地先から同市広畑区富士町 12 番 10 地先まで
	中島北線	姫路市飾磨区中島 3058 番１地先から同市飾磨区中島 3058 番７地先まで
	中島線	姫路市飾磨区中島 3058 番７地先から同市飾磨区中島 3067 番 56 地先まで

別表第４（第 17 条の２関係）

免許課長　兵庫県篠山警察署長　兵庫県丹波警察署長　兵庫県小野警察署長　兵庫県加東警察署長　兵庫県加西警察署長　兵庫県西脇警察署長　兵庫県姫路警察署長　兵庫県飾磨警察署長　兵庫県網干警察署長　兵庫県福崎警察署長　兵庫県たつの警察署長　兵庫県相生警察署長　兵庫県赤穂警察署長　兵庫県宍粟警察署長　兵庫県南但馬警察署長　兵庫県豊岡警察署長　兵庫県美方警察署長　兵庫県洲本警察署長　兵庫県淡路警察署長　兵庫県南あわじ警察署長

様式第１号（第１条の２関係）

緊　急　自　動　車
道路維持作業用自動車　指定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　所
（所在地）

氏　名
申請者　（名称及び代表者の氏名）

電　話　（　　）　　―

次により　緊　急　自　動　車 / 道路維持作業用自動車　の指定を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">指定申請の種別</td><td colspan="2">☐　緊急自動車
☐　道路維持作業用自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の目的</td><td colspan="2">☐　消防用務　☐　医師派遣用務
☐　警察用務　☐　自衛隊用務
☐　公益応急作業用務　☐　水防活動用務
☐　道路応急作業用務　☐　道路損傷箇所発見用務
☐　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">使用しようとする自動車</td><td>自動車登録番号又は車両番号</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
<tr><td>用途又は外形</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所（所在地）</td><td>☐　申請者と同じ
☐　申請者以外</td></tr>
<tr><td>氏名（名称及び代表者）</td><td>☐　申請者と同じ
☐　申請者以外</td></tr>
</table>

注　１　申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　「指定申請の種別」欄及び「使用の目的」欄は、該当する☐にレ印を記載すること。
３　「用途又は外形」欄は、パトカー、白バイ、セダン、ライトバン、ルートバン、マイクロバス、ダンプカー、トラック等と具体的に記載すること。
４　使用者が申請者と同じ場合にあっては「使用者」欄の「☐　申請者と同じ」の☐にレ印を記載し、使用者が申請者と異なる場合にあっては同欄の「☐　申請者以外」の☐にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
５　自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第２項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面を添付すること。

様式第２号（第１条の２関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

緊急自動車指定証

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号
又は車両番号</td><td></td><td>自動車の
種　　類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車　　名</td><td></td><td>用途又は
外　　形</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td><td>乗車定員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　　所
（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名
（名称及び代表者）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の本拠の位置</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（ＪＩＳ　Ａ５）

（裏）

注　意　事　項

1　この指定証は、当該自動車に備え付けておくこと。

2　この指定証の記載事項に変更を生じた場合は、緊急自動車指定証記載事項変更届にこの指定証を添付して、速やかに届け出ること。

3　次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。

(1)　緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。

(2)　指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、又は回復したとき。

様式第３号（第１条の２関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="5">第　　号

道路維持作業用自動車指定証

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号
又は車両番号</td><td></td><td>自動車の
種　　類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車　　名</td><td></td><td>用途又は
外　　形</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td><td>乗車定員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　　所
（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名
（名称及び代表者）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の本拠の位置</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（ＪＩＳ　Ａ５）

（裏）

注　意　事　項

1　この指定証は、当該自動車に備え付けておくこと。

2　この指定証の記載事項に変更を生じた場合は、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届にこの指定証を添付して、速やかに届け出ること。

3　次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。

(1)　道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。

(2)　指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、又は回復したとき。

様式第４号（第１条の３関係）

緊　急　自　動　車
道路維持作業用自動車　届　出　書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　所
（所在地）

氏　名
届出者　（名称及び代表者の氏名）

電　話　（　　）　　―

次により　緊　急　自　動　車　道路維持作業用自動車　の届出をします。

届　出　の　種　別		□　緊急自動車 □　道路維持作業用自動車	
使　用　の　目　的		□　消防用務　　□　救急用務　　□　道路維持等用務	
使用しようとする自動車		自動車登録番号又は車両番号	
		車　台　番　号	
		用途又は外形	
使　用　者	住　所（所在地）	□　届出者と同じ □　届出者以外	
	氏　名（名称及び代表者）	□　届出者と同じ □　届出者以外	

注　１　届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　「届出の種別」欄及び「使用の目的」欄は、該当する□にレ印を記載すること。
３　「用途又は外形」欄は、消防用自動車にあっては、ポンプ車、ポンプ積載車、資材搬送車、司令車等、道路維持作業用自動車にあっては、グレーダー、タイヤ・ローダー、モーター・スイーパ等と具体的に記載すること。
４　使用者が届出者と同じ場合にあっては「使用者」欄の「□　届出者と同じ」の□にレ印を記載し、使用者が届出者と異なる場合にあっては同欄の「□　届出者以外」の□にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
５　自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第２項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面を添付すること。

様式第５号（第１条の３関係）

（表）

第　　号 緊急自動車届出確認証 年　月　日 兵庫県公安委員会　㊞			
使用の目的			
自動車登録番号又は車両番号		自動車の種類	
車名		用途又は外形	
車台番号		乗車定員	人
使用者 住所（所在地）			
使用者 氏名（名称及び代表者）			
使用の本拠の位置			

（ＪＩＳ　Ａ５）

（裏）

注　意　事　項

1　この届出確認証は、当該自動車に備え付けておくこと。

2　この届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、緊急自動車届出確認証記載事項変更届にこの届出確認証を添付して、速やかに届け出ること。

3　次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。

(1)　緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。

(2)　届出確認証の再交付を受けた後において、亡失した届出確認証を発見し、又は回復したとき。

様式第６号（第１条の３関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

道路維持作業用自動車届出確認証

年　　月　　日
兵庫県公安委員会　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号又は車両番号</td><td></td><td>自動車の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車名</td><td></td><td>用途又は外形</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td><td>乗車定員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名
〔名称及び代表者〕</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の本拠の位置</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（ＪＩＳ　Ａ５）

（裏）

注　意　事　項

1　この届出確認証は、当該自動車に備え付けておくこと。

2　この届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届にこの届出確認証を添付して、速やかに届け出ること。

3　次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。

（1）　道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。

（2）　届出確認証の再交付を受けた後において、亡失した届出確認証を発見し、又は回復したとき。

様式第７号（第１条の４関係）

緊　急　自　動　車・指　定　証
道路維持作業用自動車　届出確認証　記載事項変更届

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

<table>
<tr><td rowspan="2">記載事項を変更する内容</td><td colspan="2">旧</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">新</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">現に交付を受けている指定証又は届出確認証</td><td colspan="2">指定、届出確認年月日、番号</td><td colspan="3">年　　月　　日
第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定
届出
種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車登録番号又は車両番号</td><td></td><td>車名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所
（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名
〔名称及び代表者〕</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　１　届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　「使用者」欄は、使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記載すること。

様式第８号（第１条の４関係）

緊急自動車・指定証
道路維持作業用自動車・届出確認証 再交付申請書

年　月　日

兵庫県公安委員会　様

申請者　住　所
（所在地）
氏　名
（名称及び代表者の氏名）
電　話（　　）　－

再交付を申請する指定証又は届出確認証の種類			1　緊急自動車指定証 2　緊急自動車届出確認証 3　道路維持作業用自動車指定証 4　道路維持作業用自動車届出確認証		
再交付の理由			1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）		
現に交付を受けている指定証又は届出確認証	指定、届出確認年月日、番号		年　月　日 第　　号		
	指定 届出 種別				
	自動車登録番号又は車両番号			車名	
	使用者	住所 （所在地）			
		氏名 （名称及び代表者）			

注　1　申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　「再交付を申請する指定証又は届出確認証の種類」欄及び「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
　　3　「使用者」欄は、使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記載すること。

様式第９号（第２条、第２条の２関係）

（表）

13センチメートル

第　　号

通行禁止
除外指定車標章
駐車禁止

車　両　番　号

除外する区域
又は道路の区間

有　効　期　限　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

18センチメートル

注　色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は黄色とする。

（裏）

注意事項

１　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※　次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第１項及び第75条の８第１項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第１項各号及び第２項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第１項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第２項）

２　この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

３　現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

４　警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

５　次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

(1)　有効期間が経過したとき。

(2)　交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)　亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4)　公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□　被交付者等

住所　　氏名

様式第10号（第２条、第２条の２関係）

（表）

13センチメートル

番　号　　第　　号
発行日　　年　　月　　日

駐車禁止除外指定車標章
（事業用標章）

使用中

車両番号　　号

除外する区域
又は道路の区間

有効期限　　年　　月　　日まで

兵庫県公安委員会　印

この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

18センチメートル

注　色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

（裏）

注意事項

1　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※　次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第１項及び第75条の８第１項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第１項各号及び第２項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第１項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第２項）

2　この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3　現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4　警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5　次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

(1)　有効期間が経過したとき。

(2)　交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)　亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4)　公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□　被交付者等

住所　　氏名

様式第10号の2（第2条、第2条の2関係）

（表）

13センチメートル

駐車禁止除外指定車標章
（身体障害者等用標章）

番号　第　　号
発行日　　年　月　日

身体障害者等使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限る

有効期限　　年　　月　　日まで

兵庫県公安委員会　印

この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。

18センチメートル

注　色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

（裏）

注意事項

1　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※　次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2　この標章は、被交付者が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3　現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4　警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5　次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

(1)　有効期間が経過したとき。

(2)　交付を受けた理由がなくなったとき。

(3)　亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4)　公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□　被交付者

住所　　氏名

様式第11号（第２条の２関係）

除外標章交付申請書 年　　月　　日 兵庫県公安委員会　様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	□ 以下の公安委員会が定める業務に使用する □ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

様式第12号（第２条の２関係）

除外標章再交付申請書 年　　月　　日 兵庫県公安委員会　様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

様式第13号（第２条の２関係）

除外標章記載事項変更届 年　　月　　日 兵庫県公安委員会　様	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式第14号（第３条の２関係）

駐車許可申請書

年　　月　　日

警察署長　様

住所（所在地）

申請者　氏名（名称）

電話

番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第　　号

駐　車　許　可　証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条　件	

年　　月　　日

警　察　署　長　　印

注　申請者は太枠内を記入すること。

様式第15号（第３条の２関係）

駐車許可証再交付申請書 年　　月　　日 警察署長　様	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

様式第15号の２（第３条の２関係）

駐車許可証記載事項変更届 年　　月　　日 警察署長　様	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

様式第16号（第９条の２関係）

（表）

※　整理番号	

安全運転管理者に関する届出書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

次により安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分		選　任	解　任	改　任	変　更	1　届出者の氏名又は名称及び住所 2　安全運転管理者の氏名（改姓等） 3　安全運転管理者の職務上の地位 4　自動車の使用の本拠の名称及び位置
安全運転管理者	選任年月日	年　　月　　日				
	職務上の地位					
	氏名（ふりがな）	年　　月　　日生（　　歳）				
	資格要件	1　実務経験 運転管理２年以上	2　公安委員会教習修了 運転管理１年以上 （修了証書番号　　）	3　公安委員会の認定 （認定書番号　　）		
	運転免許	1　免許証番号	第　　号			
		2　免許情報記録番号	第　　号			
	勤務態様	1　日勤　2　隔日　3　その他（　　）	副安全運転管理者 人	補助者 人		

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="6">使用の本拠</td><td rowspan="2">自動車の使用本拠</td><td>ふりがな
名称</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>位置</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>業種別</td><td colspan="13">1 官公署　2 公社等　3 農業　4 林業　5 漁業　6 鉱業　7 建設業　8 製造業　9 卸売・小売業　10 不動産業　11 金融・保険業　12 運輸業　13 電気・ガス業　14 通信業　15 サービス業　16 その他（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車の台数</td><td colspan="4">乗用</td><td colspan="4">貨物</td><td rowspan="2">大型特殊</td><td rowspan="2">小型特殊</td><td rowspan="2">自動二輪[大・普]</td><td rowspan="2">計</td></tr>
<tr><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通（軽自動車を含む。）</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通（軽自動車を含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>運転者数</td><td colspan="4">専従　人</td><td colspan="4">予備　人</td><td colspan="4">計　人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">前安全運転管理者</td><td>氏名</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td>解任</td><td colspan="13">年　月　日</td></tr>
<tr><td>解任理由</td><td colspan="13">1 死亡　2 退職　3 転勤
4 解任命令　5 その他（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考事項</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

注　1　※印欄は、記載しないこと。
2　該当する番号を○で囲むこと。
3　届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること
4　安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、「届出の区分」欄の「改任」の項目を○で囲み、以下各欄に記載した上、「前安全運転管理者」欄に記載することによって、解任の届出を兼ねることとする。
5　「届出の区分」欄のうち、変更届出事項各号に該当する変更があったときは、変更事項を含めて、各欄の所要事項を記載し、「参考事項」欄に変更前の事項を朱書きすること。

様式第17号（第９条の２関係）

（表）

※　整理番号	

副安全運転管理者に関する届出書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

次により副安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分		選　任	解　任	改　任	変　更	1　届出者の氏名又は名称及び住所 2　副安全運転管理者の氏名（改姓等） 3　副安全運転管理者の職務上の地位 4　自動車の使用の本拠の名称及び位置
副安全運転管理者	選任年月日	年　　月　　日				
	職務上の地位					
	氏名（ふりがな）	年　　月　　日生（　　歳）				
	資格要件	実務経験			3　公安委員会の認定	
		1　運転管理１年以上	2　運転経験３年以上		（認定書番号　　）	
	運転免許	1　免許証番号	第　　号			
		2　免許情報記録番号	第　　号			
	勤務態様	1　日勤　2　隔日　3　その他（　　）				

（裏）

使用の本拠	自動車の使用本拠	ふりがな 名称	
		位置	
	業種別	1 官公署　2 公社等　3 農業　4 林業　5 漁業　6 鉱業　7 建設業　8 製造業　9 卸売・小売業　10 不動産業　11 金融・保険業　12 運輸業　13 電気・ガス業　14 通信業　15 サービス業　16 その他（　　）	
前副安全運転管理者	氏名		
	解任	年　月　日	
	解任理由	1 死亡　2 退職　3 転勤 4 解任命令　5 その他（　　）	
参考事項			

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　該当する番号を○で囲むこと。
　　3　届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること
　　4　副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、「届出の区分」欄の「改任」の項目を○で囲み、以下各欄に記載した上、「前副安全運転管理者」欄に記載することによって、解任の届出を兼ねることとする。
　　5　「届出の区分」欄のうち、変更届出事項各号に該当する変更があったときは、変更事項を含めて、各欄の所要事項を記載し、「参考事項」欄に変更前の事項を朱書きすること。

様式第18号（第９条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="2">履　　歴　　書</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">職　　歴</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">安全運転管理者
等の経歴</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のとおり相違ありません。
年　　月　　日</td></tr>
</table>

様式第19号（第９条の２関係）

職務
運転 経歴証明書

勤務先の所在地	
勤務先の名称	
住所	
氏名	年　月　日生（　　歳）

勤務期間	職務上の地位	業務の内容
年　月から 年　月まで　年　月間		
年　月から 年　月まで　年　月間		
年　月から 年　月まで　年　月間		

運転免許	免許証番号	第　　号														
	免許情報記録番号	第　　号														
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年　月　日												
			その他	年　月　日												
		第二種免許	年　月　日													
	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
	免許の条件															

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

使用者又は代理人の
職名及び氏名

注　「業務の内容」欄は、自動車の運転管理（自動車等の運転者に対し、運転について指示し、指導し、又は監督すること。）に関する事項を含めて記載すること。

様式第20号及び様式第21号　削除

様式第22号（第９条の３関係）

安全運転管理者等資格認定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者　住　　所
（所在地）
氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

次の者を 安全運転管理者 / 副安全運転管理者 に選任したいので、その認定について申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">選任しようとする者</td><td colspan="2">職務上の地位</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏　名</td><td>年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">認定を受けるに足りる理由</td><td>安全運転管理者</td><td>1　自動車の運転の管理に関し、１年以上の実務経験がある。
2　自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が２年以上である。
3　管理業務を行う職務上の地位にある。</td></tr>
<tr><td>副安全運転管理者</td><td>1　自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が１年以上である。
2　自動車の運転の経験の期間が３年以上である。
3　管理業務を行う職務上の地位にある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">自動車台数</td><td colspan="2">乗　　用</td><td colspan="2">貨　　物</td><td colspan="2">そ　の　他</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型・中型　　台</td><td colspan="2">大型・中型　　台</td><td colspan="2">大型特殊　　台</td><td rowspan="3">台</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">準中型・普通（軽自を含む）
台</td><td colspan="2" rowspan="2">準中型・普通（軽自を含む）
台</td><td colspan="2">小型特殊　　台</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動二輪（大・普）　　台</td></tr>
</table>

注　1　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　「認定を受けるに足りる理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第23号（第９条の３関係）

第　　号

安全運転管理者資格認定書

勤務先の所在地

名　　称

職務上の地位

氏　　名

年　　月　　日生（　　歳）

道路交通法施行規則第９条の９第１項第２号の規定に基づき、あなたを安全運転管理者として、資格を有する者と認定します。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

様式第24号（第９条の３関係）

第　　号

副安全運転管理者資格認定書

勤務先の所在地

名　　称

職務上の地位

氏　　名

年　　月　　日生（　　歳）

道路交通法施行規則第９条の９第２項第２号の規定に基づき、あなたを副安全運転管理者として、資格を有する者と認定します。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

様式第25号（第９条の４関係）

※　受　　付	年　月　日	※　教習年月日	年　月　日
※　警察署名	警察署	※　終了証書番号	第　　号

教　習　受　講　申　請　書

年　月　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
申請者　氏　　名
（名称及び代表者氏名）
電　　話（　　）　　－

次の者に対する教習の受講を申請します。

住　　所	
ふりがな 氏　　名	年　月　日生（　　歳）
勤務先の所在地	
勤務先の名称	
職務上の地位	職務の内容

運転免許	免許証番号	第　　号														
	免許情報記録番号	第　　号														
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年　月　日												
			その他	年　月　日												
		第二種免許	年　月　日													
	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
	免許の条件															

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること

様式第26号（第９条の４関係）

第　　号

教 習 修 了 証 書

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、道路交通法施行規則第９条の９第１項第２号の規定に基づく所定の教習を修了したことを証します。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　㊞

様式第27号（第９条の５関係）

第　　号

解　任　命　令　書

年　　月　　日

様

兵庫県公安委員会　印

道路交通法第74条の３第６項の規定に基づき、あなたから選任のあった安全運転管理者／副安全運転管理者を、次の理由により解任することを命じます。

解任命令する安全運転管理者等	勤務先の名称	
	職務上の地位	
	氏　　名	
理　　由		

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

き　り　と　り

交　付		年　　月　　日
受　領	届出者との関係	
	勤務先の名称	
	氏　　名	
取　扱　者		警察署　階級　　氏名

様式第27号の２（第９条の５の２関係）

第　　号

是　正　措　置　命　令　書

年　　月　　日

様

兵庫県公安委員会　㊞

道路交通法第74条の３第８項の規定に基づき、次のとおり是正措置を講ずることを命じます。

事　業　所　名	
氏　　名	
是　正　内　容	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

き　　り　　と　　り

交　　付		年　　月　　日
受　　領	事業所名	
	氏　　名	
取　　扱　　者		警察署　階級　　氏名

様式第28号（第９条の６関係）

※通知書番号	第　　号	※受理番号	第　　号

安全運転管理者等講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

次により安全運転管理者等講習の受講を申請します。

受講者	勤務先の所在地	
	勤務先の名称	
	職務上の地位	
	ふりがな 氏名	
受講年月日		年　　月　　日
受講場所		
証紙はり付け箇所		
※講習年月日		年　　月　　日

注　１　※印欄は、記載しないこと。
　　２　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第29号（第９条の８関係）

交付年月日	年　月　日

指　示　書

第　　号
年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

□　道路交通法第22条の２第１項
□　道路交通法第58条の４　　の規定に基づき、次のとおり指示します。
□　道路交通法第66条の２第１項

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両の番号標の番号	
指示の理由		
指示事項		

注　１　指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から１年以内に当該自動車について当該違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の２第１項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

２　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通指導課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第30号（第９条の９関係）

交付年月日	年　月　日

車両の使用制限書

第　　号
年　月　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　㊞

□　道路交通法第75条第２項
□　道路交通法第75条の２第１項の規定に基づき、次のとおり車両の運転を禁止します。
□　道路交通法第75条の２第２項

命令の年月日	
使用者の氏名及び住所	
車両の使用の本拠の名称及び位置	
車両の番号標の番号	
運転禁止の期間	年　月　日から 日間 年　月　日まで
運転禁止の理由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通指導課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第30号の２（第９条の10関係）

報告資料提出要求書

第　　号
年　　月　　日

住　　所

様

兵庫県公安委員会　　㊞

□　道路交通法第75条の２の２第１項
□　道路交通法第75条の２の２第２項
の規定に基づき、報告・資料の提出を求めます。

要求を受ける者	自動車の使用の本拠	位　置	
		名　称	
	□　自動車の使用者　　□　安全運転管理者		
	職務上の地位		
	氏　　名		年　　月　　日生（　　歳）
理由			
報告又は資料の内容	1　報告を求める事項 2　提出を求める資料		

様式第31号（第11条の２、第20条関係）

第　　号

写　　真

ちょう付

取消処分者講習終了証書

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、道路交通法第108条の２第１項第２号の規定に基づく取消処分者講習を終了したことを証します。

年　　月　　日

㊞

様式第32号（第12条関係）

条件解除（変更）審査申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

フリガナ			元号	年	月	日
氏　　名	氏	名				
住　　所			電話			
免許の条件	の条件解除（変更） 道路交通法第91条に規定するもののうち、車種限定の解除以外の条件解除（変更）に係る審査					

視力	裸眼			矯正		
	左	右	両	左	右	両
視野						

深視力（裸・矯）		

1　条件を解除する。

2　条件を次のように変更する。

決定者	担当者

警察署等受付
年　　月　　日
受付番号

新条件						

登録年月日	年　　月　　日	登録番号	

様式第33号（第12条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次の者に対する緊急自動車運転資格審査を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">審査を受けようとする者</td><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査に係る緊急自動車の種類</td><td colspan="3">大型　中型　準中型　普通　大自二　普自二
（限定なし・小型）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急自動車の使用者</td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>審査結果</td><td colspan="2">年　　月　　日
合格　・　不合格</td><td>決定者</td><td>担当者</td></tr>
</table>

注　1　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「審査に係る緊急自動車の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3　審査を受けようとする者は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示し、必要な措置を受けること。

様式第34号及び様式第35号　削除

様式第36号（第15条の２関係）

第　　号

卒　業　検　定　合　格　証　明

住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日　　車についての卒業検定に合格した者であることを証明します。

年　　月　　日

名　称
技能検定員　　㊞

（ＪＩＳ　Ａ５）

様式第37号（第15条の２関係）

第　　号

修　了　検　定　合　格　証　明

住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日　　車についての修了検定に合格した者であることを証明します。

年　　月　　日

名　称
技能検定員　　㊞

（ＪＩＳ　Ａ５）

様式第38号（第17条関係）

第　　号

運転免許試験合格決定取消通知書

年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

次の運転免許試験の合格の決定は、　　年　　月　　日取り消したので通知します。

申請に係る運転免許の種類		
運転免許試験合格決定年月日	年　　月　　日	
運転免許証番号	第　　号	□　番号なし
免許情報記録番号	第　　号	□　番号なし
取消理由		

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第39号（第17条関係）

第　　号

運転免許試験受験停止通知書

年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　㊞

次の理由により、あなたは、　　年　月　日から　　年　月　日まで（　　間）運転免許試験を受けることができませんので通知します。

理　由	

注　この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第39号の２（第17条の３、第17条の４、第19条関係）

認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　様

申請者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により 認知機能検査 / 運転技能検査 / 高齢者講習 の受検受講を申請します。

受検受講年月日	年　　月　　日
受検受講場所	
受検受講者区分	□　更新　　□　特定失効等
受検受講区分（手数料）	□　認知機能検査　（　　円） □　運転技能検査　（　　円） □　高齢者講習２時間（　　円） □　高齢者講習１時間（　　円） 合計　　円

注　１　「受検受講者区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。
　　２　「受検受講者区分」欄及び「受検受講区分」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。

様式第39号の３（第17条の３関係）

臨時認知機能検査受検申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により臨時認知機能検査の受検を申請します。

受検年月日	年　　月　　日
受検場所	
手数料納付確認	（　　円）

様式第39号の４（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、認知機能検査の結果「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第１項／第102条第２項／第102条第３項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受けやむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

運転免許の拒否／保留／取消し／効力の停止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
その他必要な事項	

様式第40号（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　㊞

臨時適性検査通知書

道路交通法第102条第4項
第102条第5項
第107条の4第1項 の規定により、次のとおり適性検査を実施するので通知します。

なお、道路交通法第102条第4項又は同条第5項に規定する適性検査を実施する通知を受けやむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、

運転免許の 拒否
保留
取消し
効力の停止 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
その他必要な事項	

様式第41号（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

兵庫県公安委員会　　印

検査依頼書

住　所

氏　名

年　　月　　日生（　　歳）

上記の者に対する道路交通法 第90条第８項
第102条第４項
第103条第６項
第107条の４第１項 の規定に基づく適性検査を依頼します。

なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。

１　病名及び現在の症状

２　入院（通院）していれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期

３　自動車を運転することの適否に関する所見

様式第41号の２（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

兵庫県公安委員会　　㊞

検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生（　　歳）

第102条第１項
上記の者に対する道路交通法第102条第２項の規定に基づく適性検査を依頼します。
第102条第３項

なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。

1　病名及び現在の症状

2　入院（通院）しておれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期

3　自動車等を運転することの適否に関する所見

様式第41号の２の２（第18条関係）

臨時適性検査申請書

兵庫県公安委員会　様　　年　月　日

フリガナ			生年月日		年	月	日	性別
氏名	氏	名						男 女
住所				電話	（　　）　－			
免許証番号	第　　号							
免許情報記録番号	第　　号							
免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特
	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二	
免許の条件								

視力	裸眼			矯正			深視力（裸・矯）		
	左	右	両	左	右	両			
視野									

	決定者	担当者
1　条件付与 2　条件変更		

資料区分	5 8	登録公安委員会	6 3		受付年月日 受付番号
免許証番号					
免許情報記録番号					
性別	男 1	女 2			
生年月日			年　月　日		
免許の条件					
登録年月日 登録番号	年　月　日				

様式第41号の２の３（第18条関係）

第　　号
年　月　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

適性検査受検命令書

道路交通法第90条第8項
第103条第6項の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否／保留／取消し／効力の停止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
その他必要な事項	

様式第41号の２の４（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

診断書提出命令書

道路交通法 第90条第８項 / 第102条第４項 / 第103条第６項 の規定により、次のとおり道路交通法施行規則 第18条の４第２項 / 第29条の３第４項 / 第29条の５第２項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の 拒否 / 保留 / 取消し / 効力の停止 の処分を受けることになりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	

様式第41号の２の５（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　所

様

兵庫県公安委員会　　印

診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第１項第102条第２項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の３第３項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許
- が拒否される
- が保留される
- が取り消される
- の効力が停止される

ことになりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	

様式第41号の３（第18条の２関係）

資料区分	３６	５０	５１	
	交付・再交付	修正登録	記載事項変更	

受理警察署等	

確認方法	
住民票の写し	
個人番号カード	
在留カード	
その他	

※申請者は太枠線内を記載してください。

運転経歴証明書交付等申請（届出）書

兵庫県公安委員会　様　　年　月　日

申請区分	運転経歴証明書	□ 交付申請　□ 再交付申請	□ 記載事項変更
	運転経歴情報記録個人番号カード	□ 運転経歴情報記録申請	□ 記録事項変更
運転経歴証明書の保有の有無	有・無	運転経歴情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有・無
個人番号カードの効力	有効・失効	希望する保有状況	□ 運転経歴証明書 □ 運転経歴情報記録個人番号カード

申請者					
	フリガナ 氏名			新	
	性別 生年月日	男・女 年　月　日生（　歳）		新　男・女 年　月　日生（　歳）	
	住所	電話			
	新住所	〒			
取消申請年月日又は失効年月日	取消・失効 年　月　日	申請取消公安委員会又は交付公安委員会	公安委員会		

取得していた免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二

経歴証明番号（免許証番号）			
運転経歴情報記録の番号（免許情報記録の番号）			

写真貼付け欄

交付等（予定）日		
	証明書	年　月　日
	記録	年　月　日

旧経歴証明書交付	有・無
取扱者	

免許証の返納	有・無
免許情報記録の抹消	済・未

運転免許課使用欄　（取扱者　　）			
交付日	年　月　日	照会番号	－
区分	1　優良　2　一般　3　違反等	取消・失効　年月の申請	
取得年月日	二・小・原	年　月　日	
	その他	年　月　日	
	二種	年　月　日	
旧運転経歴証明書交付日	年　月　日		
登録年月日	年　月　日	登録番号	

注　経歴証明書に記載の交付日は、交付申請又は再交付申請の受理日とすること。

受付印

手数料

（記載（記録）事項変更は無料）

様式第42号（第19条関係）

第　　号

取消処分者講習指定書

年　　月　　日

様

兵庫県公安委員会　　印

あなたから申込みのあった取消処分者講習を次のとおり指定します。

講　習　日　時	1日目　　年　　月　　日　午前　　時　　分から午後　　時　　分までの間 2日目　　年　　月　　日　午前　　時　　分から午後　　時　　分までの間
講　習　車　両	1　普通自動車　　2　普通自動二輪車　　3　一般原動機付自転車
講　習　場　所	
携　　行　　品	1　取消処分者講習指定書 2　取消処分者講習受講案内書記載のとおり

注　1　この講習は、2日間の連続受講が原則です。

　　2　指定した講習時間に遅れた場合は、受講できません。

　　3　やむを得ず指定日に受講できないときは、必ず事前にその理由を連絡してください。

様式第43号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

取消処分者講習受講申請書

年　　月　　日

様

申　請　者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により取消処分者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講車種（手数料）	1　普通自動車　（　　円） 2　普通自動二輪車　（　　円） 3　一般原動機付自転車（　　円）
手数料納付確認	

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　「受講車種（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第43号の２（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

取得時講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申　請　者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により取得時講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日	
受講場所		
受講種別（手数料）	1 大型車講習（　　円） 2 中型車講習（　　円） 3 準中型車講習（普通免許保有者）（　　円） 4 準中型車講習（普通免許非保有者）（　　円） 5 普通車講習（　　円） 6 大型二輪車講習（　　円）	7 普通二輪車講習（　　円） 8 原付講習（　　円） 9 大型旅客車講習（　　円） 10 中型旅客車講習（　　円） 11 普通旅客車講習（　　円） 12 応急救護処置講習（一）（　　円） 13 応急救護処置講習（二）（　　円）
手数料納付確認		

注　１　※印欄は、記載しないこと。
　　２　「受講種別（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第44号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

指定自動車教習所職員講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

教習所名
住　　所
申請者　氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により指定自動車教習所職員講習の受講を申請します。

受講年月日	１日目　　年　　月　　日 ２日目　　年　　月　　日
受講場所	１日目　　年　　月　　日 ２日目　　年　　月　　日
受講種別（手数料）	１　教習指導員講習（　　円） ２　技能検定員講習（　　円） ３　副管理者講習（　　円）
手数料納付確認	

注　１　※印欄は、記載しないこと。
　　２　「受講種別（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第45号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

初心運転者講習受講申請書

年　　月　　日

様

申　請　者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により初心運転者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講車両（手数料）	1　準中型自動車（　　円） 2　普通自動車（　　円） 3　大型自動二輪車（　　円） 4　普通自動二輪車（　　円） 5　一般原動機付自転車（　　円）

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　「受講車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

初心運転者講習通知手数料納入書

年　　月　　日

様

納入者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

次により初心運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年　　月　　日
講習場所	
講習車両（手数料）	1　準中型自動車　（　　円） 2　普通自動車　（　　円） 3　大型自動二輪車　（　　円） 4　普通自動二輪車　（　　円） 5　一般原動機付自転車　（　　円）
手数料納付確認	

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　「講習車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号の２（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

申請者　氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により更新時講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所等	
受講区分 （手数料）	1　優良運転者講習（　　円）・オンライン（　　円） 2　一般運転者講習（　　円）・オンライン（　　円） 3　違反運転者講習（　　円） 4　初回更新者講習（　　円）
手数料納付確認	

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第 47 号　削除

様式第47号の２（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

臨時高齢者講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により臨時高齢者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第48号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

違反者講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により違反者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講区分（手数料）	1　社会参加活動を含む講習（　　円） 2　社会参加活動を含まない講習（　　円）
手数料納付確認	受講手数料
	通知手数料（　　円）

注　1　※印欄は、記載しないこと。

　　2　「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第48号の２（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

若年運転者講習受講申請書

年　　月　　日

様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により若年運転者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
手数料納付確認	（　　円）

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第48号の３（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

若年運転者講習通知手数料納入書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

納入者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により若年運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年　　月　　日
講習場所	
手数料納付確認	（　　円）

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第49号（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

特定任意講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

次により特定任意講習の受講を申請します。

受講日時		年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から
受講場所等	場所	
	収容人員	
受講者等	企業名（団体名）	
	受講者の区分	1　一般運転者 2　職業運転者 3　二輪運転者 4　高齢運転者 5　その他（　　）
	受講者数	人

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　申請者が法人等であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　3　「受講者の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第49号の２（第19条関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により特定任意高齢者講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講区分（手数料）	□　特定任意高齢者講習２時間（　　円） □　特定任意高齢者講習１時間（　　円）

注　「受講区分（手数料）」欄は、該当する□にレ印を記載すること。

様式第49号の３（第19条関係）

※ 受理番号	第　　号

認知機能検査員講習受講申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

次により認知機能検査員講習の受講を申請します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
手数料納付確認	

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の４（第19条の３関係）

（表）

認知機能検査結果通知書（甲）

住　　所

氏　　名

生 年 月 日

検査年月日　　総合点　　点

検 査 場 所　　（A　　点）

（B　　点）

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証又は免許情報記録の更新手続までに、高齢者講習を受講してください。

運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

（裏）

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありませんが、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、運転免許証又は免許情報記録の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点　＝　2.499 × A ＋ 1.336 × B

Ａは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Ｂは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

様式第49号の５（第19条の３関係）

（表）

認知機能検査結果通知書（乙）

住　　所

氏　　名

生 年 月 日

検査年月日

検 査 場 所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転に十分注意してください。

運転免許証又は免許情報記録の更新手続までに、高齢者講習を受講してください。

運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

（裏）

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点以上	「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点　＝　2.499 × A ＋ 1.336 × B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

様式第49号の６（第19条の３関係）

認知機能検査結果通知書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受検年月日	年　　月　　日
受検場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第49号の７（第19条の４関係）

第　　号

認知機能検査等受検免除証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法施行規則 第26条の４第３号 第29条の２の３第３号 第29条の２の５第４号 の規定により、認知機能検査等の受検が免除される診断書等を提出した者であることを証明する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第49号の８（第19条の４関係）

認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
診断書等提出年月日	年　　月　　日
診断書等提出場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第49号の９（第19条の５関係）

第　　号

運転技能検査受検結果証明書（甲）

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日　　に

おいて、道路交通法第97条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査を受検した

者であることを証明する。

運　転　技　能　検　査　の　結　果	点

□　大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

・　下記以外の運転免許　→　70点以上

・　大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許　→　80点以上

運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　印

様式第49号の10（第19条の５関係）

第　　号

運転技能検査受検結果証明書（乙）

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日　　に

おいて、道路交通法第97条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査を受検した

者であることを証明する。

運　転　技　能　検　査　の　結　果	点

□　大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

・　下記以外の運転免許　→　70点以上

・　大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許　→　80点以上

検査の結果、合格基準を満たしませんでした。

検査に合格しなければ、運転免許証又は免許情報記録の更新手続ができません。

この検査は再受検することができます。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第49号の11（第19条の５関係）

運転技能検査受検結果証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受検年月日	年　　月　　日
受検場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第50号（第20条関係）

取消処分者講習終了証書再交付申請書

年　　月　　日

様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第50号の２（第20条関係）

取消処分者講習終了証書再交付報告書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

報告者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第20条第３項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたので、取消処分者講習終了証書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住　　所	
ふりがな 氏　　名	 年　　月　　日生（　　歳）
講習終了証書番号 交付年月日	第　　号 年　　月　　日
再交付年月日	年　　月　　日
再交付の理由	

様式第51号（第21条関係）

取得時講習終了証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

再交付を申請する講習終了証明書の種別	1　大型車講習終了証明書 2　中型車講習終了証明書 3　準中型車講習終了証明書 4　普通車講習終了証明書 5　大型二輪車講習終了証明書 6　普通二輪車講習終了証明書 7　原付講習終了証明書 8　大型旅客車講習終了証明書 9　中型旅客車講習終了証明書 10　普通旅客車講習終了証明書 11　応急救護処置講習（一）終了証明書 12　応急救護処置講習（二）終了証明書
再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付を申請する講習終了証明書の種別」欄及び「再交付の理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第52号（第22条関係）

高齢者講習終了証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

氏　　名

申請者

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第52号の２（第22条の２関係）

第　　号

若年運転者講習終了証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第52号の３（第22条の２関係）

若年運転者講習終了証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第52号の４（第22条の２関係）

若年運転者講習終了証明書再交付報告書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

報告者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第22条の２第３項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたので、若年運転者講習終了証明書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住　　所	
ふりがな 氏　　名	年　　月　　日生（　　歳）
講習終了証明書番号 交付年月日	第　　号 年　　月　　日
再交付年月日	年　　月　　日
再交付の理由	

様式第53号（第23条関係）

特定任意講習終了証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者
住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第53号の２（第23条の２関係）

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第53号の３（第23条の３関係）

第　　号

認知機能検査員講習終了証書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第４条第２項第１号ロの規定に基づく認知機能検査員講習を終了したことを証します。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第53号の４（第23条の３関係）

認知機能検査員講習終了証書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

氏　　名

申請者

生年月日　　年　　月　　日

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

様式第54号（第24条関係）

指定講習機関指定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）
申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次により指定講習機関の指定を申請します。

指定講習機関の指定を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の所在地及び名称	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	年　　月　　日
添付書類	

注　1　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第55号（第24条関係）

第　　号

指　　定　　書

所在地

名　称

道路交通法第108条の４第１項の規定により貴　　を指定講習機関

として指定します。

特定講習の種別

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第56号（第24条関係）

第　　号

運転適性指導員等解任命令書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、　　の解任を命じます。

理　　由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第57号（第24条関係）

第　　号

指定講習機関の指定の取消通知書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、道路交通法第108条の11第１項/第２項の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指定番号	
理　　由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第58号（第24条関係）

指定講習機関に係る公示事項等変更届

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

指定講習機関に関する規則第４条第１項／第３項の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変　更　事　項	
変　更　内　容	

注　届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第59号（第24条関係）

第　　号

運転習熟指導員審査合格証

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、　　年　　月　　日　　公安委員会が行った指定講習機関に関する規則第７条第５号の規定による　準中型免許／普通免許／大型二輪免許／普通二輪免許／原付免許　に係る運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格したものであることを証します。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第60号（第24条関係）

講習業務規程認可申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
(所在地)
申請者　氏　　名
(名称及び代表者の氏名)
電　　話(　　)　　－

指定講習機関に関する規則第９条第１項の規定による講習業務規程の認可について、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名	

注　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第61号（第24条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者
住　　所
（所在地）
氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

指定講習機関に関する規則第９条第２項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年　　月　　日
変　更　の　理　由	

注　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第62号（第24条関係）

講習の休廃止の許可申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

申請者
住　　所
（所在地）
氏　　名
（名称及び代表者の氏名）
電　　話（　　）　　－

指定講習機関に関する規則第14条第１項の規定による特定講習の一部　休止　の　の許可を申請します。
全部　廃止

許可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名		
特定講習の種　　別	休　　止	
	廃　　止	
休　止　の　期　間	年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで	
廃　止　の　年　月　日	年　　月　　日	
申　請　の　理　由		

注　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第63号（第25条関係）

運転免許証等返納（抹消）書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　所

届出者　氏　名

続　柄

次により運転免許証等の返納（抹消）に係る届出をします。

免許等の区分	免　　許	□ 免許証　□ 免許情報記録個人番号カード □ 仮免許証 □ 国外運転免許証（番号　　）
	運転経歴	□ 運転経歴証明書　□ 運転経歴情報記録個人番号カード
理　　由		□ 取消し（　　年　　月　　日　欠格　　年） □ 失効（免許の有効期間満了）　□ 国外運転免許証の更新 □ 再交付後の発見等　□ 運転免許の取得 □ 死亡（　　年　　月　　日）確認添付資料（　　）
住　　所		
フリガナ		
氏　　名		年　　月　　日生
免許証番号又は経歴証明書番号		第　　号 年　　月　　日まで有効
免許情報記録の番号又は運転経歴情報記録の番号		第　　号 年　　月　　日まで有効
免許の種類		大型　中型　準中型　普通　大特　大自二　普自二　小特　原付　け引　大二　中二　普二　大特二　け引二　大型仮　中型仮　準中型仮　普通仮
備　　考		※受付印
※取扱者	所属	課・係　　氏名

注　1　※印欄は、記載しないこと。
　　2　免許情報記録個人番号カード及び運転経歴情報記録個人番号カードの記録抹消に係る届出者は本人のみとする。
　　3　「免許等の区分」欄及び「理由」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。
　　4　「免許の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第63号の２（第25条の２関係）

免許等保有状況変更申出書（ 紛失等・発見 ）

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

受付警察署等	

フ　リ　ガ　ナ	
氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
免 許 証 番 号 等	

※　太枠内のみ記入してください。

紛失等の場合

紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無	有　・　無	
紛　失　等　し　た　も　の	□　免許証 □　運転経歴証明書	□　免許情報記録個人番号カード □　運転経歴情報記録個人番号カード
紛　失　等　し　た　理　由		

発見の場合

発　見　し　た　も　の	□　免許証 □　運転経歴証明書	□　免許情報記録個人番号カード □　運転経歴情報記録個人番号カード

備考　１　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
２　紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無欄は、紛失直前に双方を保有していた場合は「有」を、片方のみを有していた場合は「無」を〇で囲むこと。
３　紛失等したもの欄には、当該紛失等したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。
４　発見したもの欄には、当該発見したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。

取 扱 者	
登録年月日	
登録番号	

様式第64号（第26条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次により運転免許取得者等教育の認定を申請します。

認定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
課程の区分	1　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの
	2　大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの
	3　法第108条の２第１項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
	4　高齢者に対するもの（前記３に掲げるものを除く。）
	5　気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの
	6　法第108条の２第１項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第11項第１号の表の３の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの
	7　大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記２に掲げるものを除く。）に対するもの
	8　運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記１及び２に掲げる者を除く。）に対するもの（前記６及び７に掲げるものを除く。）
添付書類	

注　1　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　2　「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
　　3　「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第65号（第26条関係）

第　　号

運転免許取得者等教育認定書

所在地

名　称

道路交通法第108条の32の２第１項の規定により貴　　を

運転免許取得者等教育を行う施設として認定します。

認定する教育課程

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第66号（第26条関係）

第　　号

運転免許取得者等教育認定取消通知書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、道路交通法第108条の32の２第１項の規定による運転免許取得者等教育を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認定番号	
取り消した課程の区分	
理由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第67号（第26条関係）

認定教育実施者に係る公示事項等変更届

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第７条第１項／第３項の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変　更　事　項	
変　更　内　容	

注　届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の２（第26条の２関係）

認定教育指定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次により運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
添　付　書　類	

注　１　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の３（第26条の２関係）

第　　号

認定教育指定書

所在地

名　称

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定により、同規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第67号の４（第26条の２関係）

第　　号

認定教育指定取消通知書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による指定を取り消したので通知します。

指　定　番　号	
理　　由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第67号の５（第26条の３関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次により運転免許取得者等検査の認定を申請します。

認定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	１　介護保険法第５条の２第１項に規定する認知機能に関する検査を行う方法
	２　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

注　１　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　「方法の区分」欄は、該当する番号を〇で囲むこと。
３　「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の６（第26条の３関係）

第　　号

運転免許取得者等検査認定書

所在地

名　称

道路交通法第108条の32の３第１項の規定により貴　　を

運転免許取得者等検査を行う施設として認定します。

認定する方法

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第67号の７（第26条の３関係）

第　　号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、道路交通法第108条の32の３第１項の規定による運転免許取得者等検査を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認定番号	
取り消した方法の区分	
理由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第67号の８（第26条の３関係）

認定検査実施者に係る公示事項等変更届

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

届出者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第８条 第１項 第３項 の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変　更　事　項	
変　更　内　容	

注　届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の９（第26条の４関係）

認定検査指定申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所
（所在地）

申請者　氏　　名
（名称及び代表者の氏名）

電　　話（　　）　　－

次により運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条　　の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	１　介護保険法第５条の２第１項に規定する認知機能に関する検査を行う方法
	２　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

注　１　申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
　　３　「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の10（第26条の４関係）

第　　号

認定検査指定書

所在地

名　称

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条　　の規定により、同規則第１条　　に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第67号の11（第26条の４関係）

第　　号

認定検査指定取消通知書

年　　月　　日

所在地

名　称　　様

兵庫県公安委員会　　印

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第４条　　の規定による指定を取り消したので通知します。

指定番号	
取り消した方法の区分	
理由	

注　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第67号の12（第26条の５関係）

年　　月　　日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会　　様

住所

連絡先

氏名

私は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

・　別途調整します。

・　次のとおり確認しました。

日時	年　　月　　日　午前／午後　時　　分　から
場所	

様式第67号の13（第26条の５関係）

※　受理番号	第　　号

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　所

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

電　話（　　）　－

次により特定小型原動機付自転車運転者講習を受講します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講種別（手数料）	特定小型原動機付自転車運転者講習（　　円）
手数料納付確認	

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第67号の14（第26条の６関係）

第　　号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を修了した者であることを証明する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第67号の15（第26条の６関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

申請者　氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

電　　話（　　）　　－

再交付の理由

1　亡失・滅失

2　汚損・破損

3　盗難

4　その他（　　）

受講年月日　　年　　月　　日

受講場所

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第68号（第27条関係）

年　　月　　日

自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会　様

住所

連絡先

氏名

私は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

・別途調整します。

・次のとおり確認しました。

日時	年　　月　　日　午前／午後　　時　　分　から
場所	

様式第69号（第27条関係）

※ 受理番号	第　　号

自転車運転者講習受講申込書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

電　　話（　　）　　－

次により自転車運転者講習を受講します。

受講年月日	年　　月　　日
受講場所	
受講種別 （手数料）	自転車運転者講習　（　　円）
手数料納付 確認	

注　※印欄は、記載しないこと。

様式第70条（第28条関係）

第　　号

自転車運転者講習終了証書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日　道路交通法第108条の２第１項第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

様式第71号（第28条関係）

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　様

住　　所

申請者　氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

電　　話（　　）　　－

再交付の理由	1　亡失・滅失 2　汚損・破損 3　盗難 4　その他（　　）
受講年月日	年　　月　　日
受講場所	

注　「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。